甲府市遺跡地図

平成4年3月甲府市教育委員会

甲府市遺跡地図

平成4年3月甲府市教育委員会

序

甲府市内には、武田氏館跡をはじめとして、多くの先人たちの足跡が残されています。これら遺跡は、地中に埋れているために、その所在地や価値が明らかにされないまま、ともすれば記録にさえ残されずに消え去ってしまうのも事実です。

しかし発堀調査を実施して調査記録を残すことにより、私たちの祖先の生活・文化・社会構造などのさまざまな事柄を知ることができ、それをもとにして現代の社会に活用することもできます。先人たちが残してくれた文化遺産を私たちは、未来へ向けて保護・保存し、私たちの子孫に伝え活用していく責任を負っていると言ってもいいかもしれません。

本書は現在知られている遺跡の位置と範囲を示し、都市計画や開発行為と文化財の保護・活用を円滑に進めるための基礎資料として刊行するものです。 関係機関および関係者の十分な御配慮を希望するところであります。

平成4年3月

甲府市教育委員会 教育長 浅川紫朗

例 言

- 1. 本書は甲府市内に存在する埋蔵文化財包蔵地(以下「遺跡」と呼ぶ。)のうち、南部の市街地における遺跡の分布状況を示したものである。
- 2. 本書は昭和60年度に甲府市教育委員会が実施した、遺跡分布調査および同年度に刊行した遺跡分布調査報告書「甲府市の遺跡」をもとに、加筆・修正したものである。
- 3. 遺跡番号は、遺跡地図と遺跡一覧表を対応させてある。
- 4. 遺跡地図には2千5百分の1の甲府市都市計画図を利用した。
- 5. 遺跡の範囲は今後変更される可能性が十分にある。従って遺跡に隣接する土地については十分な協議が必要である。
- 6. 宅地開発事業の流れと埋蔵文化財への対応については、『宅地開発事業と 埋蔵文化財』「宅地開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する手引(暫定 版)」を使用した。

目 次

序・例言	1
目 次	3
I. 埋蔵文化財関係法規	3
II. 埋蔵文化財の保護と開発	6
(1) 埋蔵文化財の発堀に関する諸手続	6
(2) 埋蔵文化財に係る事務の系統	6
Ⅲ. 宅地事業の流れと埋蔵文化財への対応	11
Ⅳ. 遺跡分布地図	
遺跡所在地索引図	14
遺跡分布地図	16
遺跡地名表	5 2

I. 埋蔵文化財関係法規

文化財保護法〔抄〕

(昭和25年5月30日法律第214号、最終改正昭和50年7月11日法律第49号)

第4章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出指示及び命令)

- 第57条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、 その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記録した 書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出な ければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届 出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、 停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

- 第57条の2 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同じ項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準 用する前条第1項の届出に係る発掘に関し必要に事項を指示することができる。 (国の機関等が行う発掘に関する特例)
- 第57条の3 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第57条の6において「国の機関等」と総称する。)が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当って、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその 実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、 文化庁長官に協議しなければならない。

- 4 文化庁長官は、第2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前4項の場合において、当該国の機関等が各省庁の長(国有財産法(昭和23年 法律第73号)第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)である ときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大臣を通じて行う ものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

- 第57条の4 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

- 第57条の5 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第57条第1項の規定による調査に当って発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止を命ずることができる。ただし、その期間は、3箇月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第2項の命令は、第1項の届出があった日から起算して1箇月以内にしなければならない。
- 5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が同項の期間と通算して、6箇月を超えることとなってはならない。
- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があった日か

- ら起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかった場合においても、第2項及び第 5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされた場合には当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされなかったときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。 (国の機関等の遺跡の発見に関する特例)
- 第57条の6 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を 適用しないものとし、第57条第1項又は第98条の2第1項の規定による調査に当っ て発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化 庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を 執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、第2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 第4項の場合には、第57条の3第5項の規定を準用する。 (文化庁長官による発掘の施行)
- 第58条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、 当該土地の所有者及び権限に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時 期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第1項の場合には、第39条(同条第3項において準用する第32条の2第5項の 規定を含む。)及び第41条の規定を準用する。

- 第59条 前条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化 庁長官は当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有 者が判明しないときは、遺失物法(明治32年法律第87号)第13条で準用する同法 第1条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもって足 りる。
- 2 前項の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第 13条で準用する同法第1条第2項の規定による公告をしなければならない。

(提 出)

第60条 遺失物法第13条で準用する同法第1条第1項の規定により、埋蔵物として 差し出された物件が文化財と認められたときは、警察署長は、直ちに当該物件を 文化庁長官に提出しなければならない。但し、所有者の判明している場合は、こ の限りでない。

(鑑 査)

- 第61条 前条の規定により物件が提出されたときは、文化庁長官は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引 渡)

第62条 第59条第1項又は前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があったときは、文化庁長官は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

- 第63条 第59条第1項又は第61条第2項に規定する文化財でその所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、且つ、その価格に相当する額の報償金を支給する。
- 2 前項の規定する発見者と土地所有者が異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 前2項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(譲 与 等)

第64条 政府は、前条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又は その効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又

はその発見された土地の所有者に、その者が前条の規定を受けるべき報償金の額 に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、譲与した文化財の価格に相当する金額は、前条に規定する報 償金の額から控除するものとする。
- 3 政府は、前条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその 効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土 地の管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又 は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

(遺失物法の適用)

- 第65条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合の外、遺失物法 第13条の規定の適用があるものとする。
- 第98条の2 地方公共団体は、文化庁長官が第58条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しよ うとする土地が国の所有に属し、又は国の占有するものであるときは、教育委員 会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につ き、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。
- 3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 5 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助すること ができる。

II. 埋蔵文化財の保護と開発

本書に掲載された遺跡は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」(文化財保護法第57条の2) として認められたものであり、今後この範囲内を開発しようとするときは、文化財 保護法の規定による諸手続きを行わなければならない。

これらの諸手続きについては発掘の種類によって以下のように定められている。

(1) 埋蔵文化財の発掘に関する諸手続

発	掘の種類	文化財保護法	手 続	様 式	文 化 庁
学術	発掘調査	第57条	30日前に届出	7 頁様式	指示、停止、 禁止、中止
土木工事等に伴う発掘調査	民間・私人 の土木工事	第57条の 2	60日前に届出	8 頁様式	指示
事掘等調に	公 共 機 関 等 の土木工事(※)	第57条の3	土木工事計画策定 にあたって通知	8頁様式	協議、勧告
地 方 発	公共団体の 掘 調 査	第98条の 2	30日前に通知	10頁様式	指導、助言
文 化 発	た 長 官 の 掘 調 査	第58条	土地所有者・占有 者に令書を交付		

※ 公共機関等とは、国、地方公共団体、公社、公団等をいう。 公社、公団等は文化財保護法施行令(昭50、法令第267号)第1条に定めるものである。

(例1)市史編さんのため編さん室が発掘調査する。→(様式1・法57条)

(例2)民間宅造に先立って、遺跡調査会を組織して発掘調査する。

(例3) 公立学校建設に先立って、市町村教育委員会が発掘調査する。

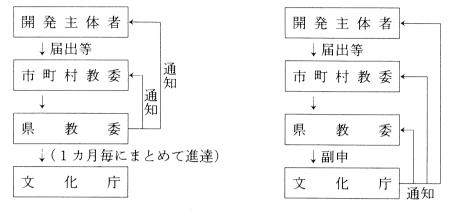
(例4)区画整理組合の区画整理事業に先立って、大学の考古学研究室が発掘調査する。

(注)書類は市教育委員会に3部提出すること。

(2) 埋蔵文化財に係る事務の系統

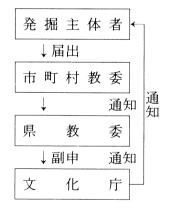
- (イ) 土木工事等のための発掘に関する届出等(法57条の2、57条の3)
 - ○発掘調査または立合調査を必要
- ○現状保存を必要とする場合

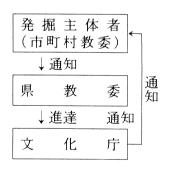
とする場合



- (ロ) 調査のための発掘に関する届出等(法57条、98条の2)
 - ○地方公共団体以外が発掘主体者 の場合
- ○地方公共団体が発掘主体者の場

合





(ハ) 遺跡の発見

発 見 者	文化財保護法	手 続	様式	文 化 庁
民間・私人	第57条の5	遅滞なく文化 庁長官に届出	9 頁様式	一ヵ月以内に現状変更行 為の停止又は禁止の命令。 必要な指示。
公共機関等	第57条の6	遅滞なく文化 庁長官に届出	9 頁樣式	協議・勧告

- 1. 発掘予定地の所在及び地番
- 2. 発掘予定地の面積
- 3. 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 4. 発掘調査の目的
- 5. 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所(国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- 6. 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 7. 発掘着手の時期
- 8. 発掘終了の予定時期
- 9. 出土品の処置に関する希望
- 10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 発掘予定地及びその付近の地図(周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの)
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイド、耐火粘土、砂鉱等地表に 近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の 承諾書

別 記 2

57条第1項	Į			都道	府県文書	番号			
委保第	号 •	年	月	日		•	年	月	B
1.所 在 地									
2.調査面積					•				
土地所有者	氏名等:								
3.遺跡の種類	散布地をの他の	集落跡 貝塚 墓 生産遺跡		官衙跡 遺跡(城館跡 7	生寺跡 7	古墳 横	穴墓)
遺跡の名称						員数	· · 		
遺跡の現状	宅地 水	田 畑地 L	山林 道路	荒蕪地	原野 その	の他()
遺跡の時代	旧石器	縄文 弥生	古墳 奈良	! 平安	中世 近	世 その作	也 ()
	a. 学術	研究()	b. 遺跡雪	整備 c	. 自然	崩壊
4.調査の目的 調査の契機	d. 開発 に伴	→ 〈 字校	鉄道 空港 住宅 工場 関連 土砂袋	み その他	ダム 宅. 2建物(2開発 そ)	区画整理 ガス		造成 水道)
	備考:								
5.調査主体者	氏名:								
J	住所:								
	氏名:								
6.発掘担当者	住所:								
	経歴:								
7.着手時期	. 4	三月	日	8.終了	時期	年	,	月	E
9. 出土品処置									
10.参考事項									
指示事項									
起	案	決	裁	発	ž	送	引	, Н	継
—————————————————————————————————————	. /:::	. 答 缸	初中	通 知	上	属	報	告	 書
提 出 書	: 保 	: 管 証		地 74	帰 	冯 	FIX	П .	=
〔注意事項〕		 内は届出者が	 記入。 ②	 遺跡の種	<u>↓</u> 類・現状・	 ・時代及び	 調査目的	欄は、	 該

〔注意事項〕 ① 太線内は届出者が記入。 ② 遺跡の種類・現状・時代及び調査目的欄は、記 当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

- 1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2. 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6. 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされる ときは、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名 称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- 7. 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8. 当該土木工事等の着手の時期
- 9. 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記 2

57条の2第			第1項 むこと)			都道府	県文書番号	-			
委保第	号	•	年	月	日			•	年	月	日
1.所 在 地											
2.面 積											
 3.土地所有者	氏名等	:									
0.1.20/// 17 1	住 所	•	AND SO ALL SO								
4.遺跡の種類	散布地		跡 貝塚 生産遺跡			官衙跡 遺跡(城館跡	社寺跡	古墳	横	(穴墓
遺跡の名称									員数		
遺跡の現状	宅地	水田	畑地 山	」林 道	路	荒蕪地	原野 そ	の他()
遺跡の時代	旧石器	縄文	弥生	古墳	奈良	平安	中世 近	世そ	の他()
5.工事の目的	道路 宅地造 採取	成 土	空港 ^汽 地区画整	整理 公	園造		ス 電気	-	他建物 農業関) 土砂)
工事の概要											
6.工事主体者	氏名等:	•		***************************************							
0.工事土体有	住 所:										
 7.施行責任者	氏 名:	•									
1.0011 英压省	住 所:	•									
8.着 手 時 期			年	月	日	9.終了		ź	F	月	日
10.参考事項											
指導事項	発堀調	査 コ	二事立会	慎重	工事	その	他()
起	案	決		裁		発	送	弓		Á	迷
 〔注意事項〕	① 大線	内は居り	1・通知者:	が記る	<u>(2)</u>	上 指車 n	百欄は都道の	工目 数 会			

③ 遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

- 1. 遺跡の種類
- 2. 遺跡の所在地及び地番
- 3. 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名
- 4. 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5. 遺跡の発見年月日
- 6. 遺跡を発見するに至った事情
- 7. 遺跡の現状
- 8. 遺跡の現状を変更する必要のあるときは、その時期及び理由
- 9. 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 10. 遺跡の保護のために執った、又は執ろうとする措置
- 11. その他参考となるべき事項

【添付書類〕

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記 2

57条の5第1		条の 6 第 1 項 ○で囲むこと		都	道府県文書番	号		
委保第	号・	年	月	日		•	年	月 日
1.遺跡の種類	散布地		貝塚 都場遺跡 その			社寺跡	古墳	横穴墓
遺跡の時代	旧石器	縄文 弥生	主 古墳	奈良 平	安 中世	その他	()
2.所 在 地	氏名等	•						HAM AA
3.土地所有者	氏名等							
	住 所							
4.土地占有者	氏名等 住 所							
5.発見年月日			年	月	日 ~	年	F.	目 目
6.発見の事情	土木工	事中()分布訓	骨査 試堀調	査 その)他()
7.現 状	宅地	水田 畑地	山林 道	路 荒蕪	兵地 原野	その他(()
0. 田小の本田	時 期	•	年	月	日 ~	年	F.	J 日
8.現状の変更	理由	•						
9.出 土 品	(種類・	形状・数量)						
10.保護措置								
11.参考事項								
指導事項	発堀調	査 工事立	会 慎重	工事	その他()
起	案	決	裁	発	送			
提出書	1	保管証	認気	三通 知	帰	属	報	告 書

〔注意事項〕 ① 太線内は届出・通知者が記入。 ② 指導事項欄は都道府県教育委員会が記入。

③ 1・6・7・指導事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

- 1. 発堀予定地の所在及び地番
- 2. 発堀予定地の面積
- 3. 発堀予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 4. 発堀調査の目的
- 5. 発堀調査の主体となる者の氏名及び住所(国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- 6. 発堀担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 7. 発堀着手の時期
- 8. 発堀終了の予定時期
- 9. 出土品の処置に関する希望
- 10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 発掘予定地及びその付近の地図(周知の埋蔵文化財包蔵地における発堀の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの)
- 2. 発堀担当者が発堀調査の主体となる者以外の者であるときは、発堀担当者の発堀担当承諾書
- 3 発堀予定地の所有者の承諾書
- 4 発堀予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 5 発堀予定地の区域において、石灰石、ドロマイド、耐火粘土、砂鉱等地表に 近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の 承諾書

別 記 2

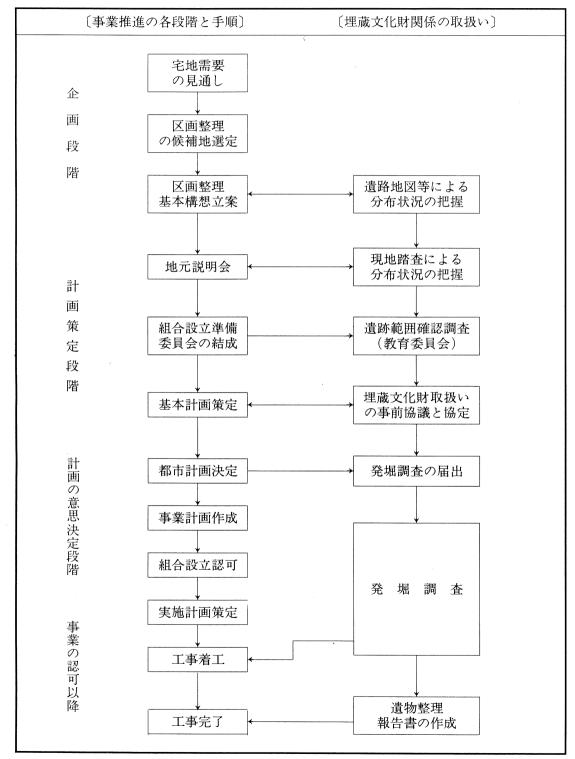
004 004	1 -50°											
98条の2第1	l 垻					都道府	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	書番号				
委保第	号	•	年	月	日				•	年	月	日
1.所 在 地												
2.調査面積												
土地所有者	氏名等	:										
3.遺跡の種類	散布地	集落路 の墓	亦 貝塚 生産遺跡	₹ 都城跡 その他	官衙 の遺跡	i跡	対館跡	社寺!	跡 古	墳	黄穴墓)
遺跡の名称						`			員数			
遺跡の現状	宅地	水田 火	田地 山	↓林 道路	荒蕪	地 房	野 .	その他	(L)
遺跡の時代	旧石器	縄文	弥生	古墳 奈	良平	安中	世 ;	近世	その他	ļ ()
4.調査の目的 調査の契機	d. 開	術研究 発事業 伴う		鉄道 空 住宅 工 連 土砂		の他列	建物(b. 宅地造 その他)	備 c 画整理 ガス	· 自 配 配 定 定 気	然崩壊 園造成 水道
	備考:											
5.調査主体者	氏名: 住所:											
	氏名:											
6.発掘担当者	住所:											
	経歴:											
7.着 手 時 期		年	月	F	8.#	了時	期		年		月	日
9.出土品処置								-		De America de Caracteria d		
10.参考事項							-					
指示事項												
	#) /h			T			, 7 ¢	Τ .			ζ Αν
起	案			裁 ·		発 		送] 		継
提出書		保管	証	認定	三通知]	 帰	J.	 禹	報		書

〔注意事項〕 ① 太線内は通知者が記入。 ② 遺跡の種類・現状・時代及び調査目的欄は、該 当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

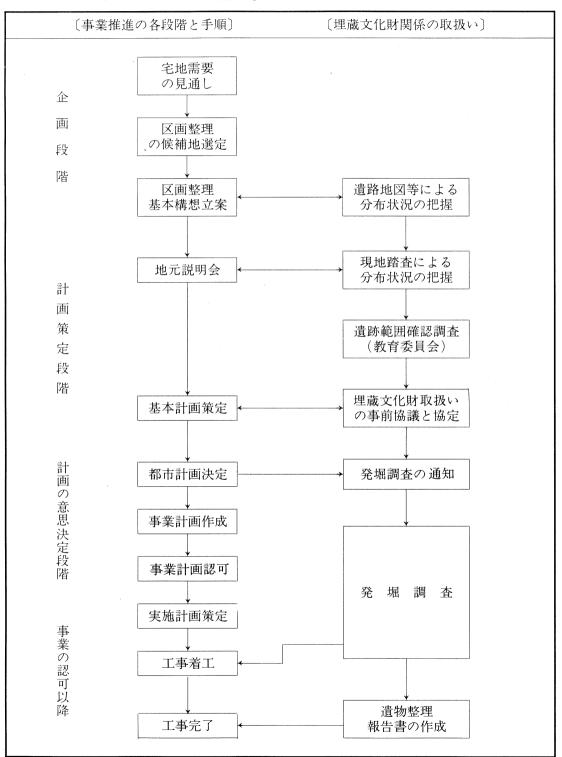
III. 開発事業の流れと埋蔵文化財への対応

1 土地区画整理事業

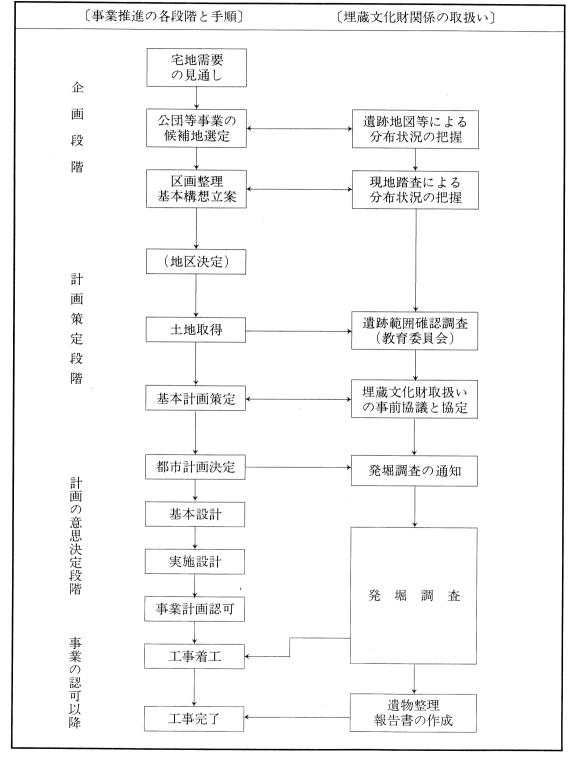
1 組合等施行土地区画整理事業



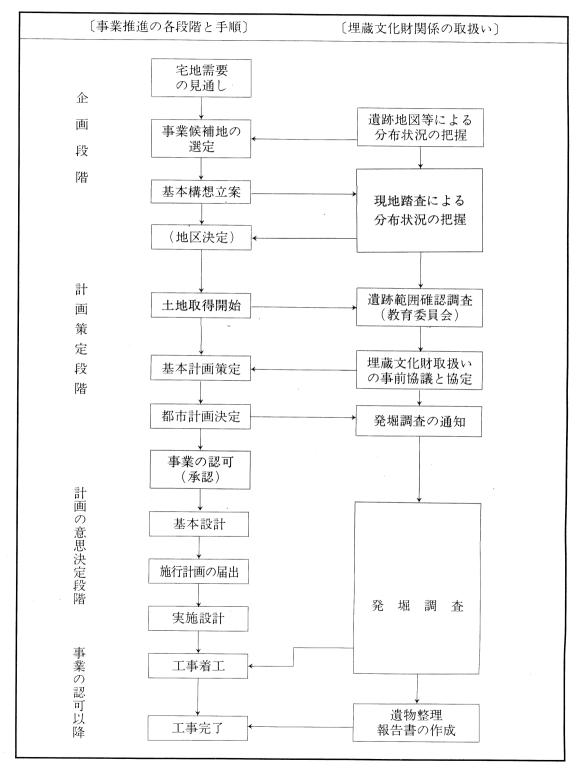
2 公共団体等施行土地区画整理事業



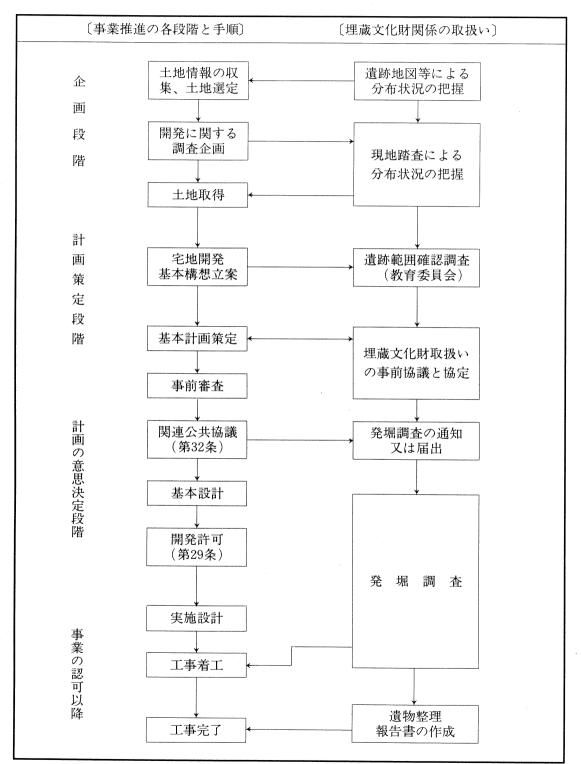
③ 公団等施行土地区画整理事業



2 新住宅市街地開発事業



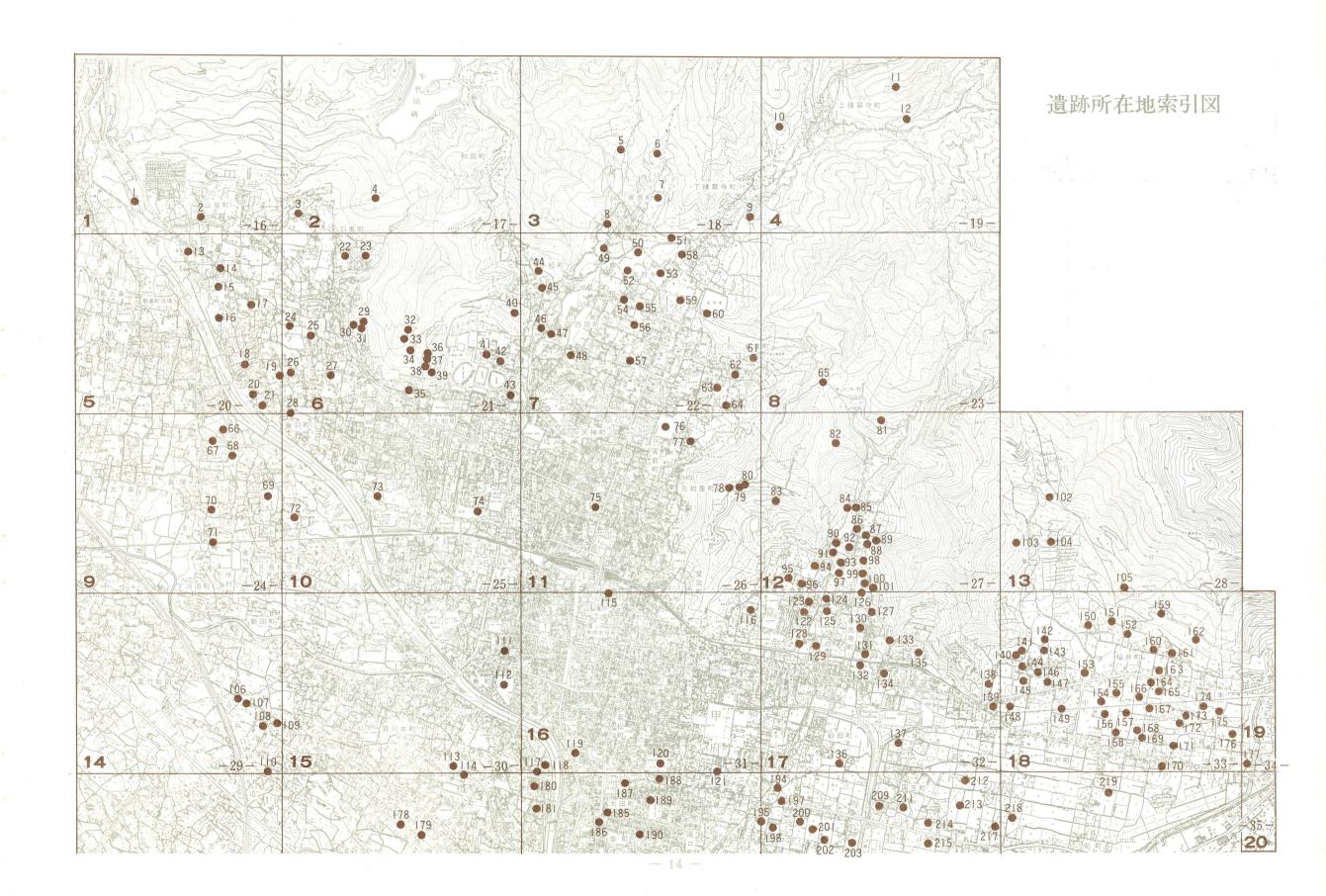
3 その他の宅地開発事業



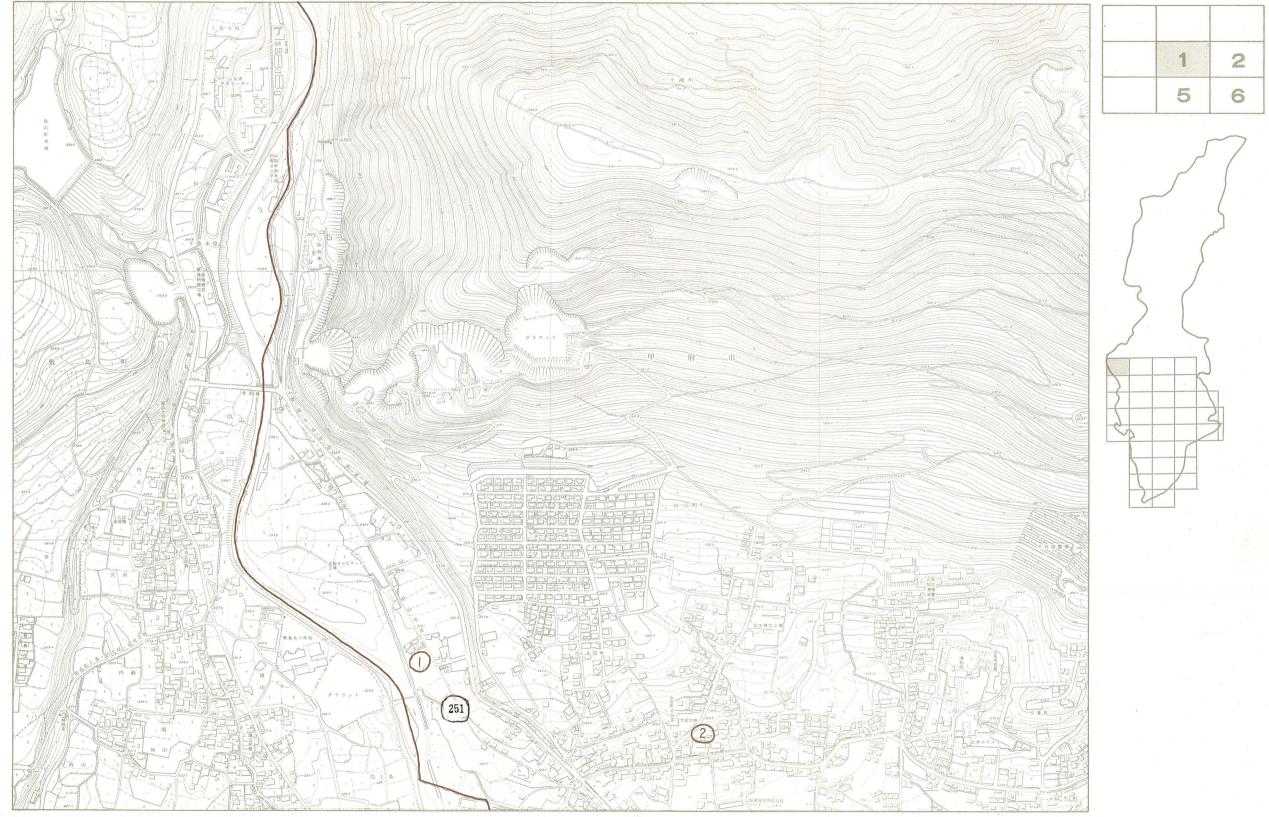
宅地開発の例を示し、各種の事例を想定したものである。ほかの各種開発についても同様の流れになる。公共団体と民間との違いで、届出に違いがあるので、(1)埋蔵文化財の発堀調査に関する諸手続きを参考にし、不明な点はお問い合わせください。

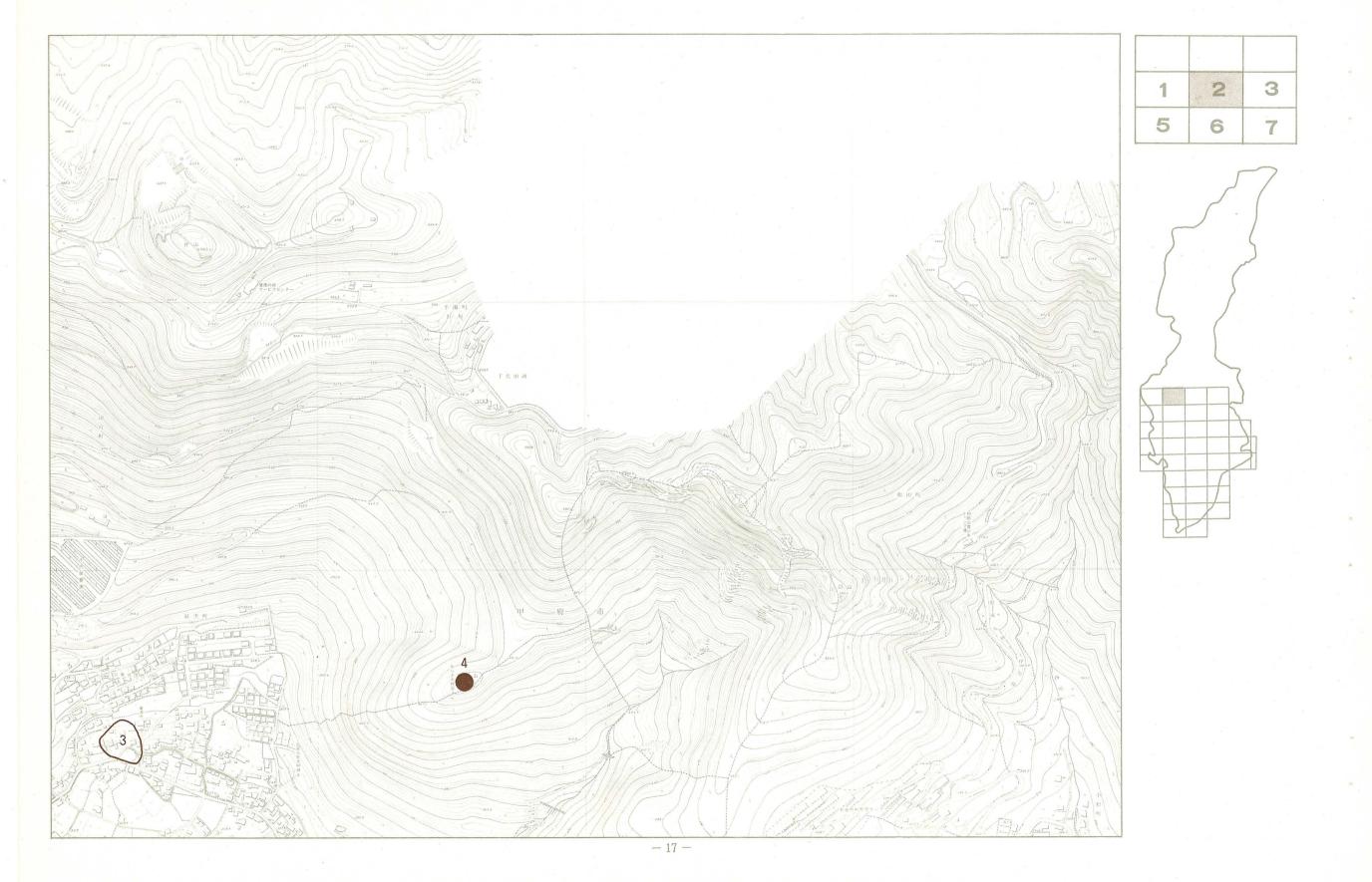
- 13 *∸*

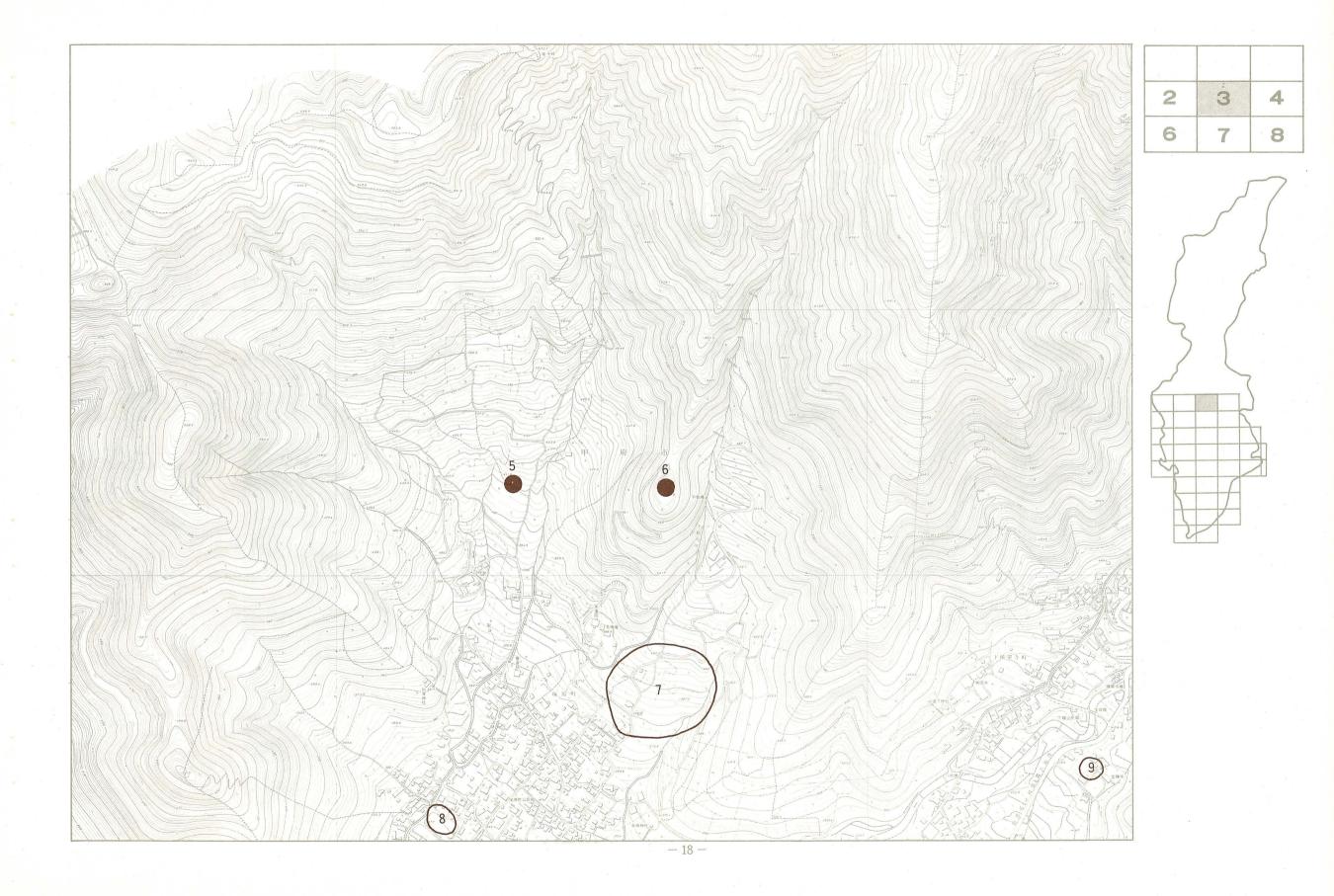
甲府市遺跡地図

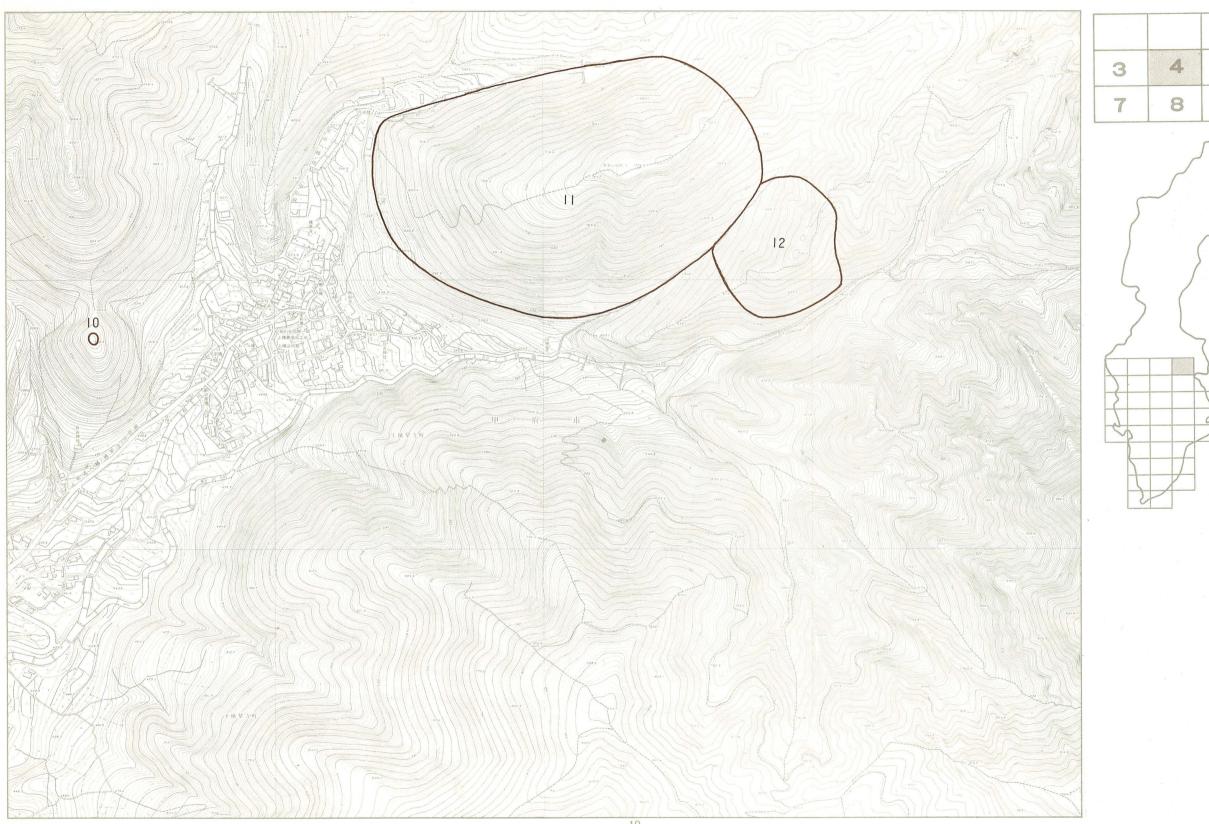








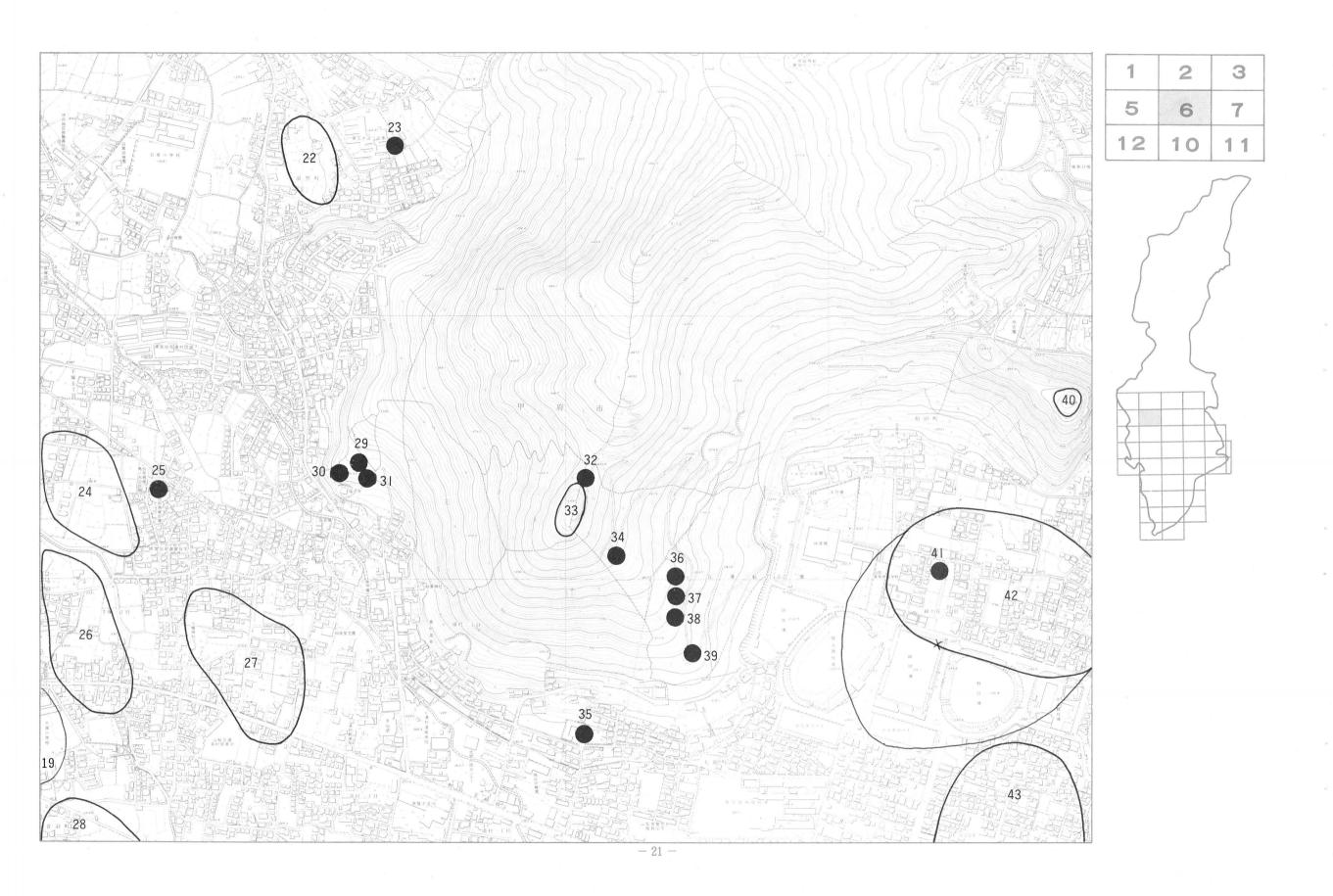


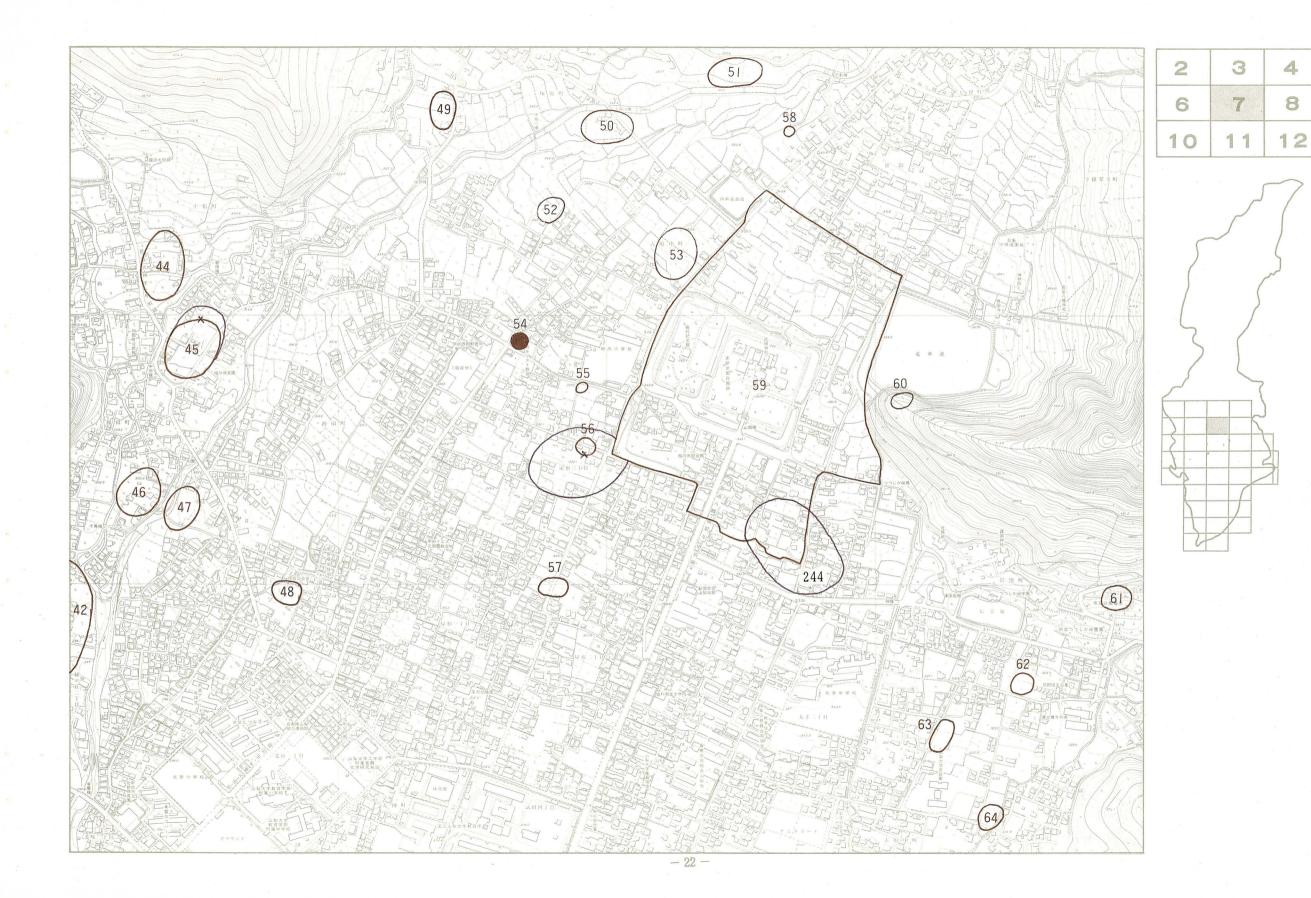




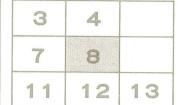










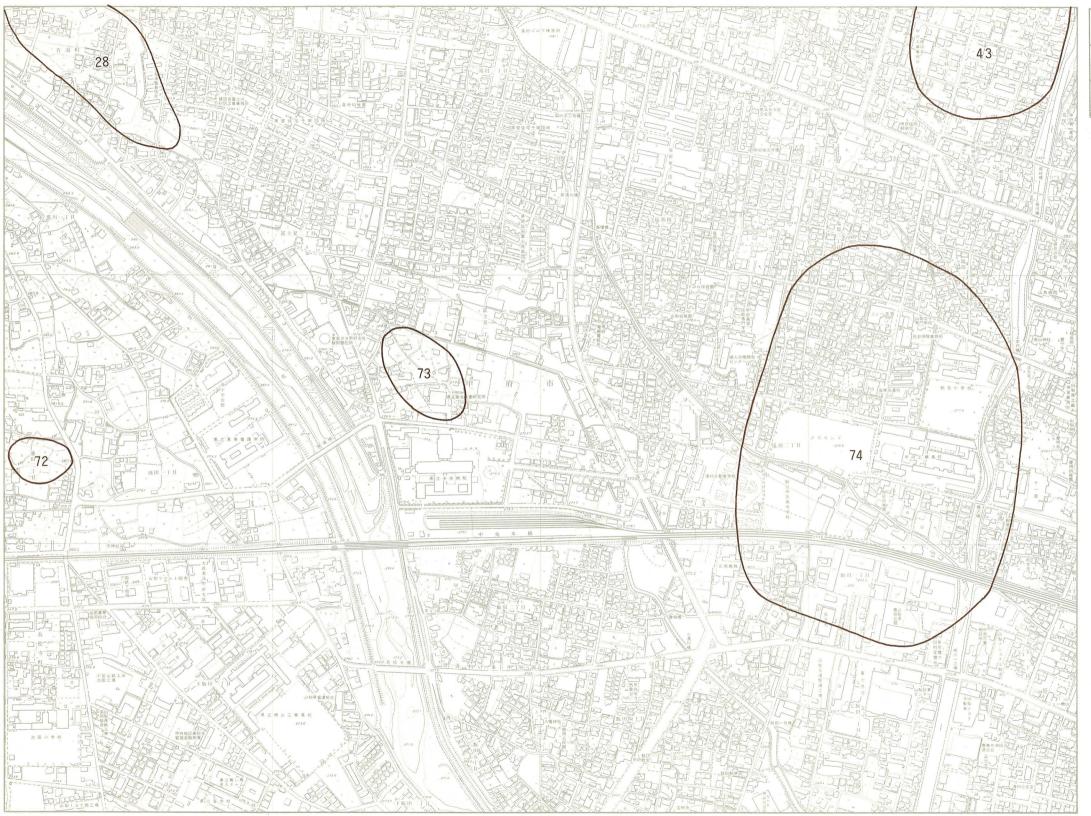




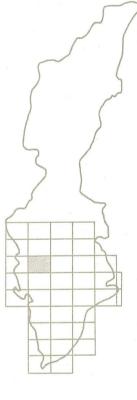


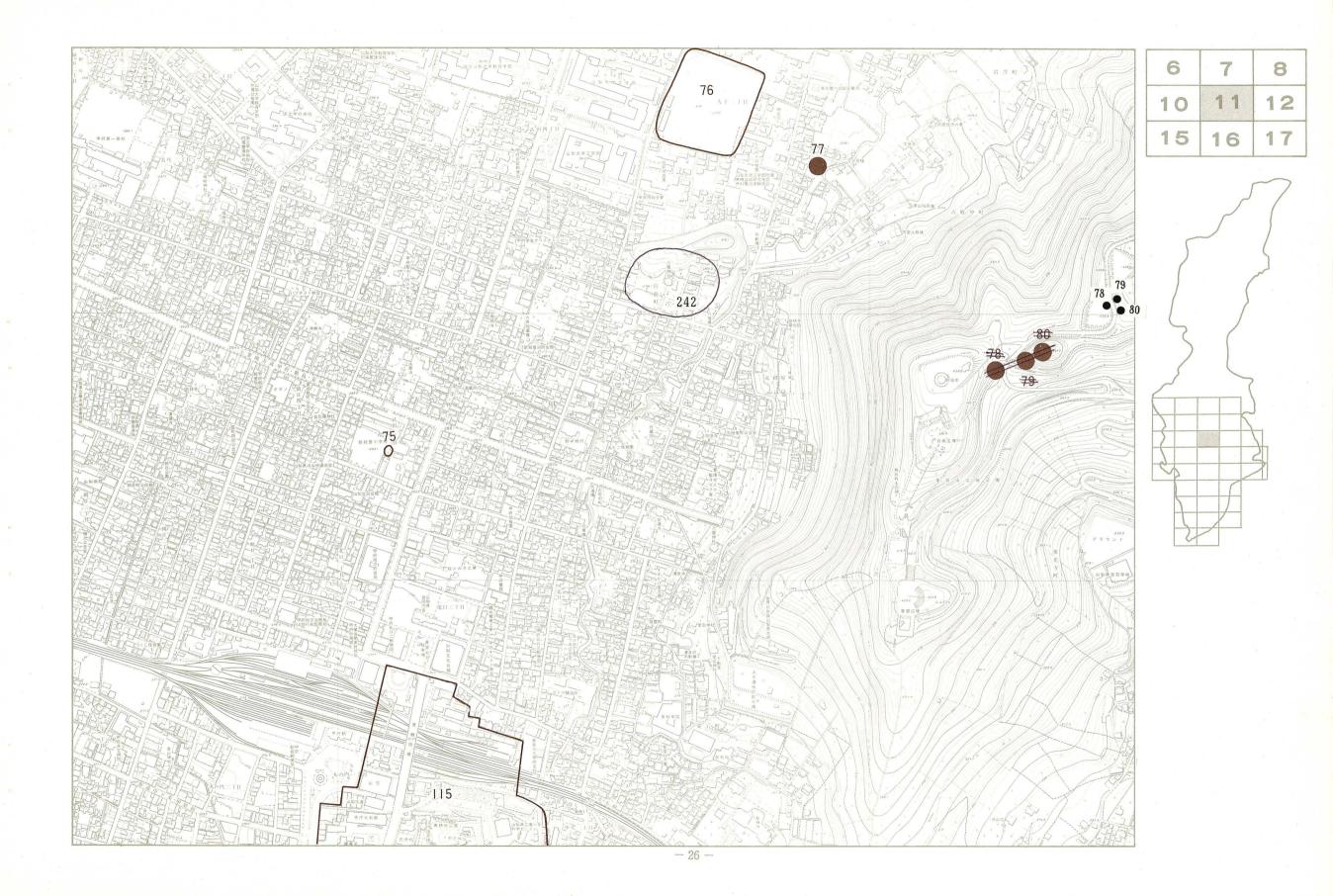


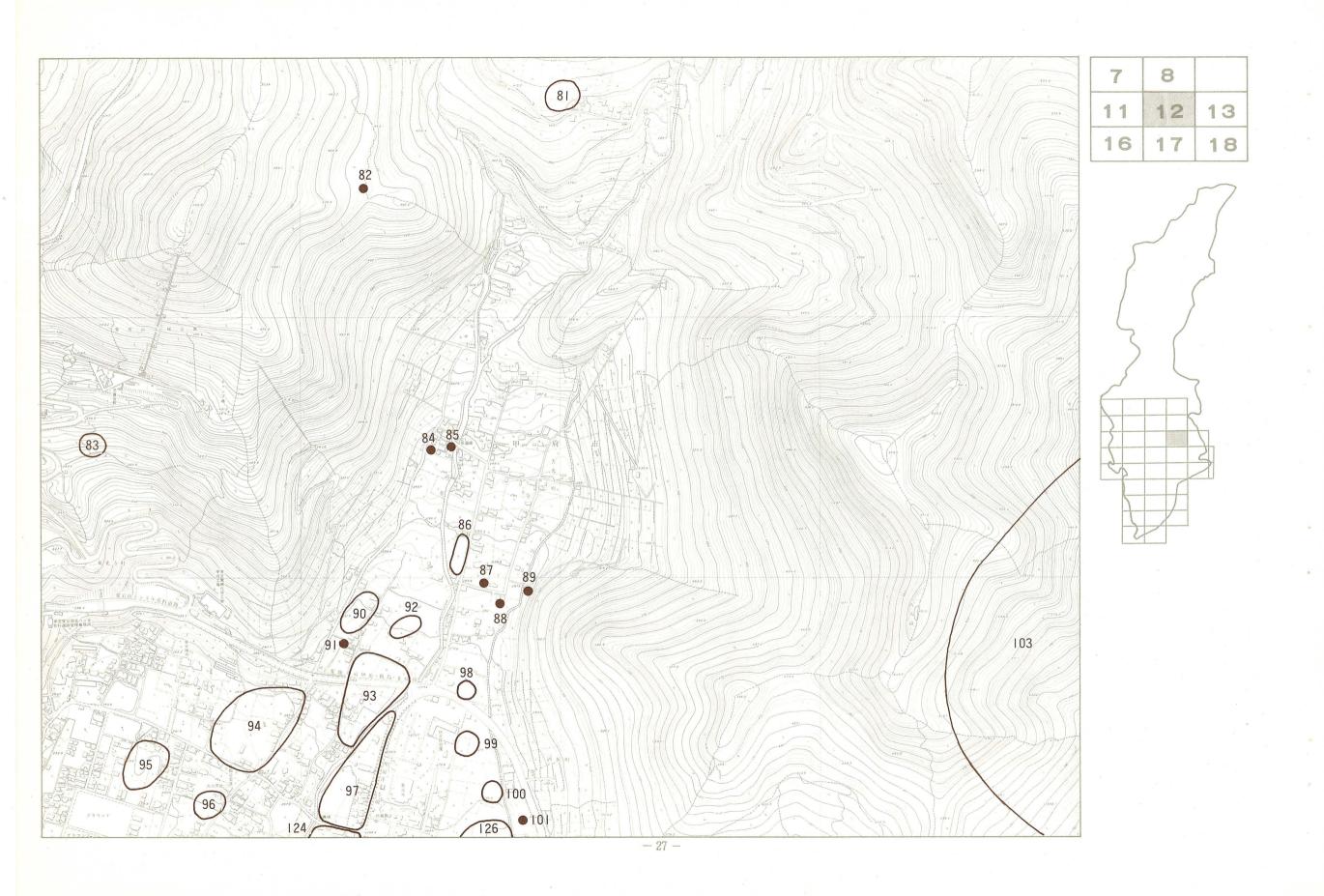


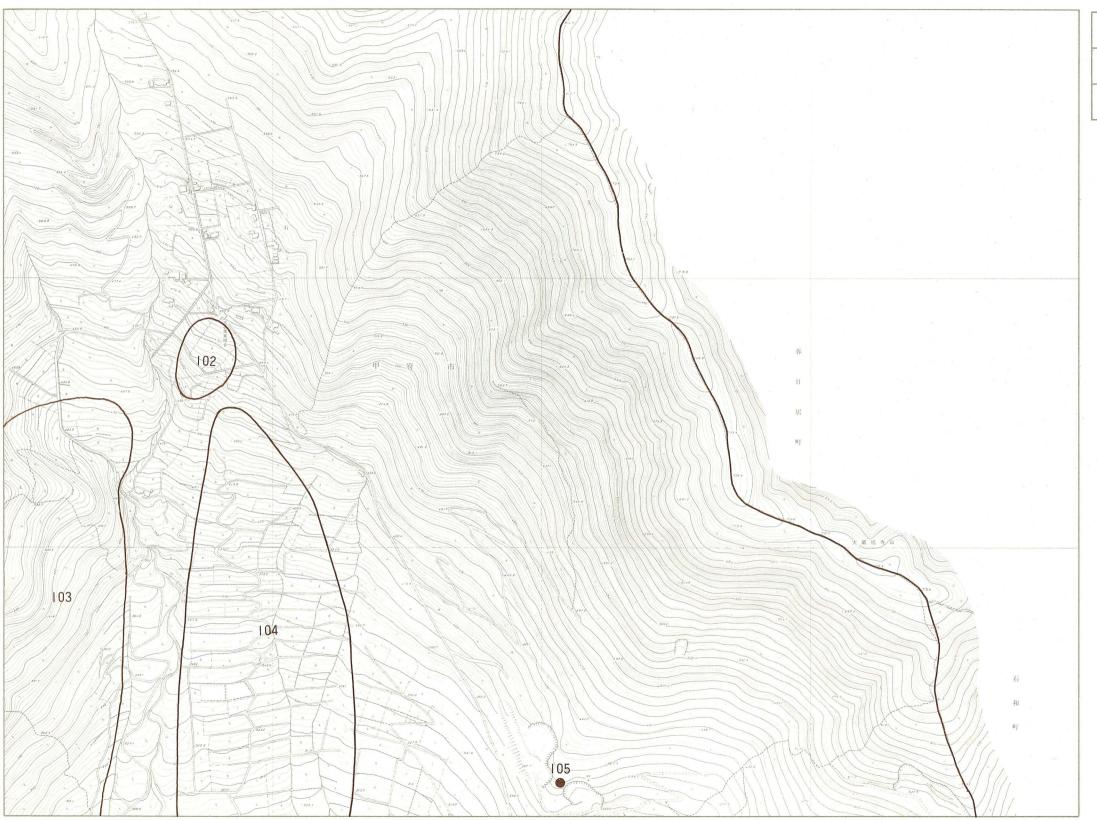




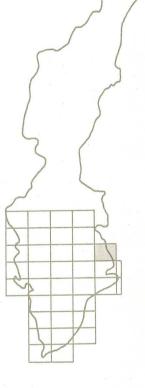


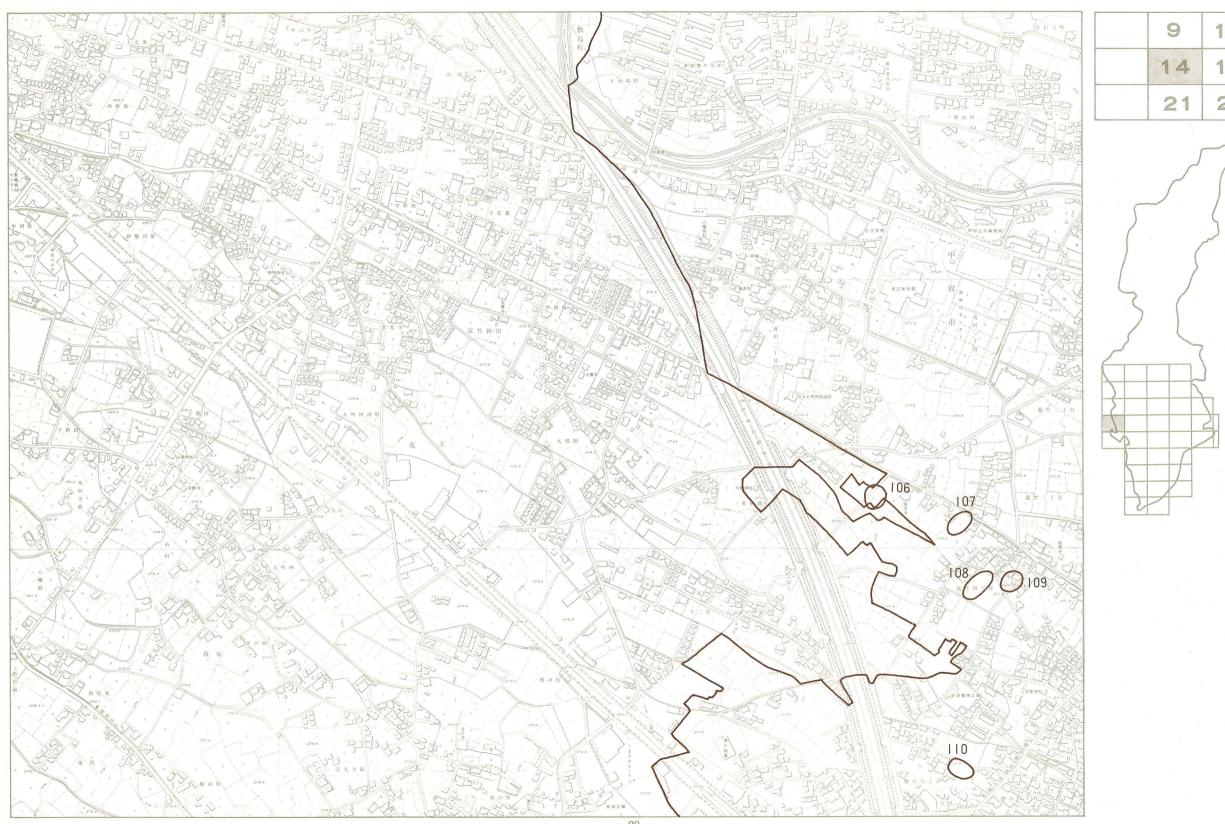


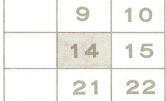




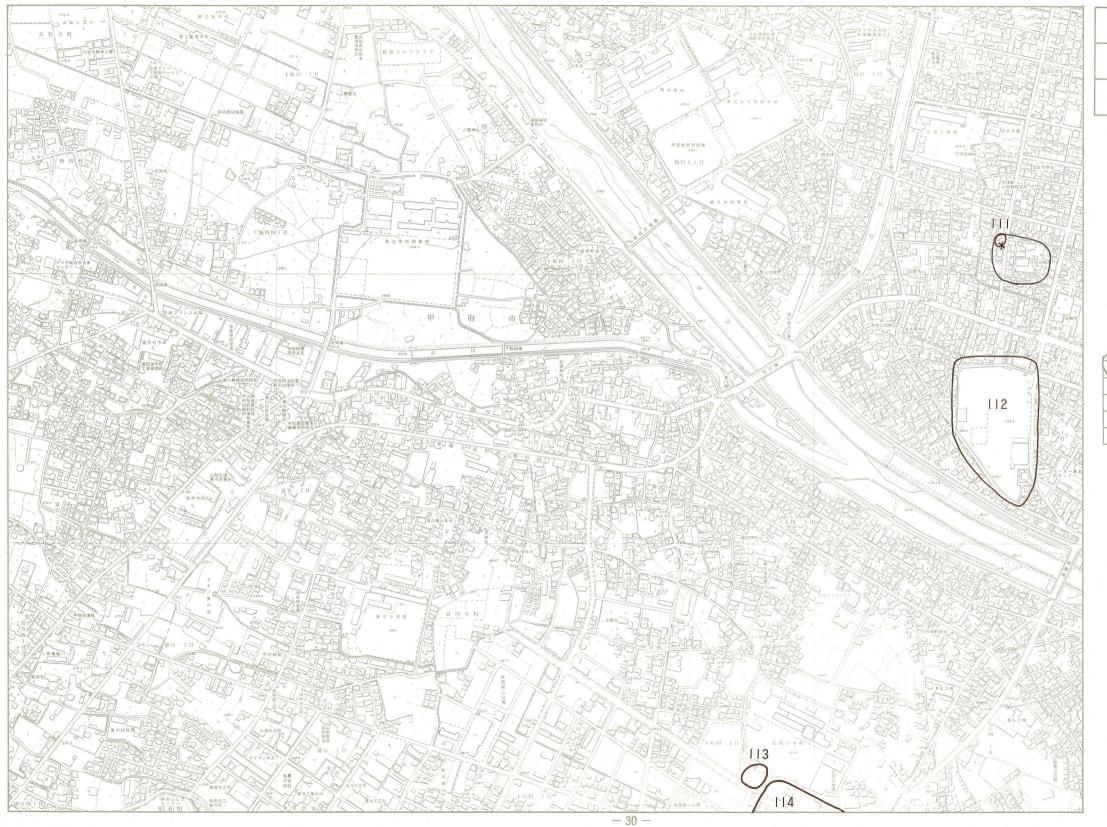






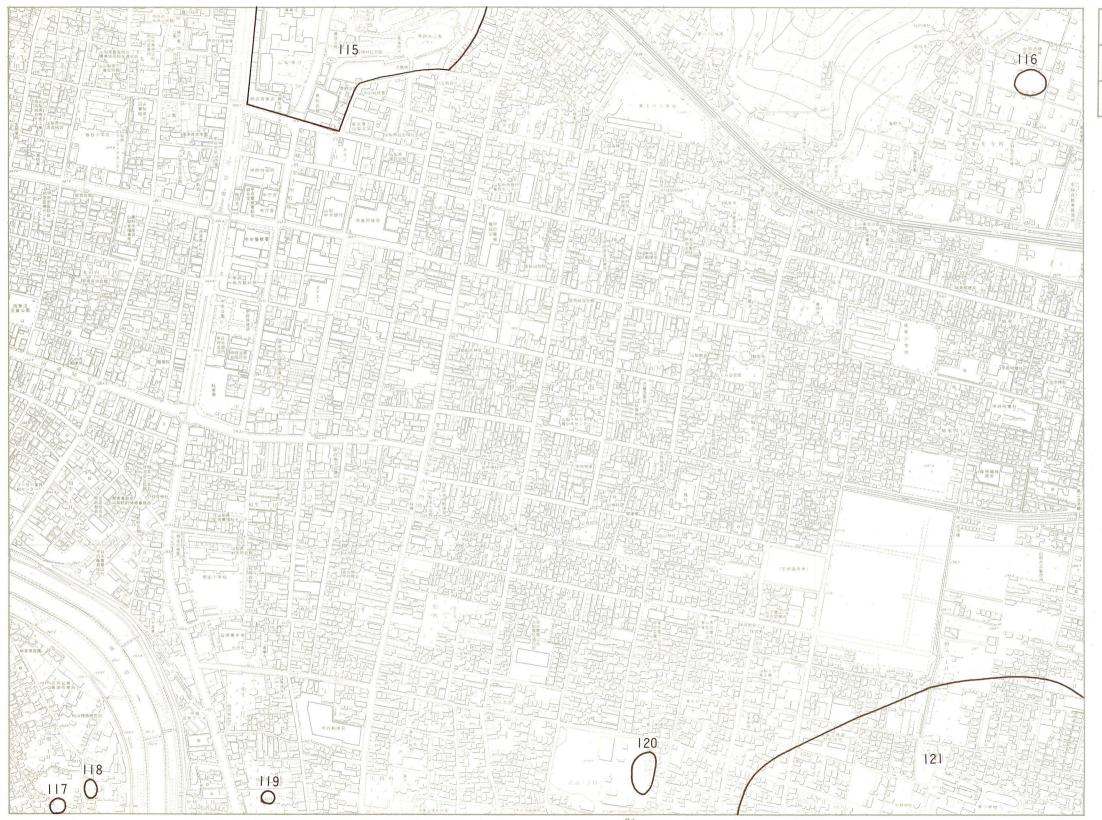


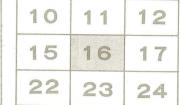




9	10	11
14	15	16
21	22	23

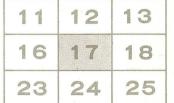


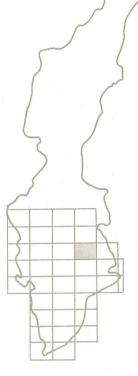








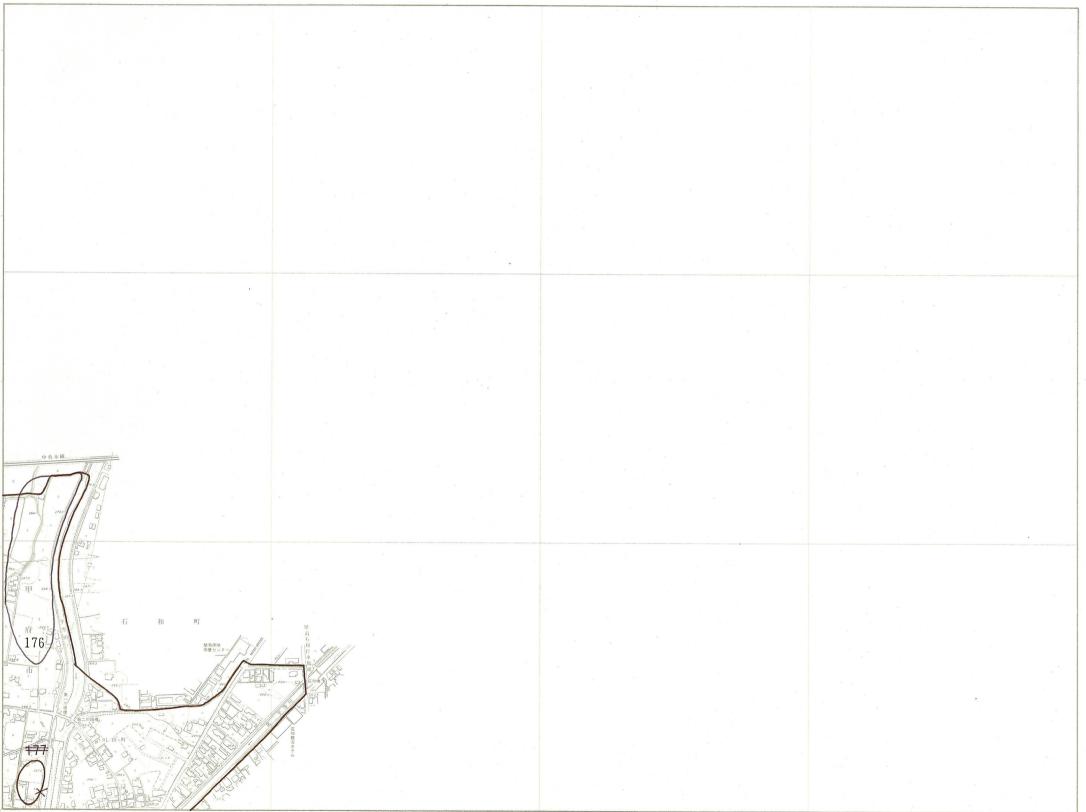




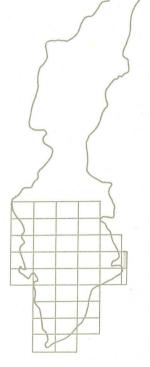


12	13		
17	18	19	
24	25	20	









日本	18 19 25 20

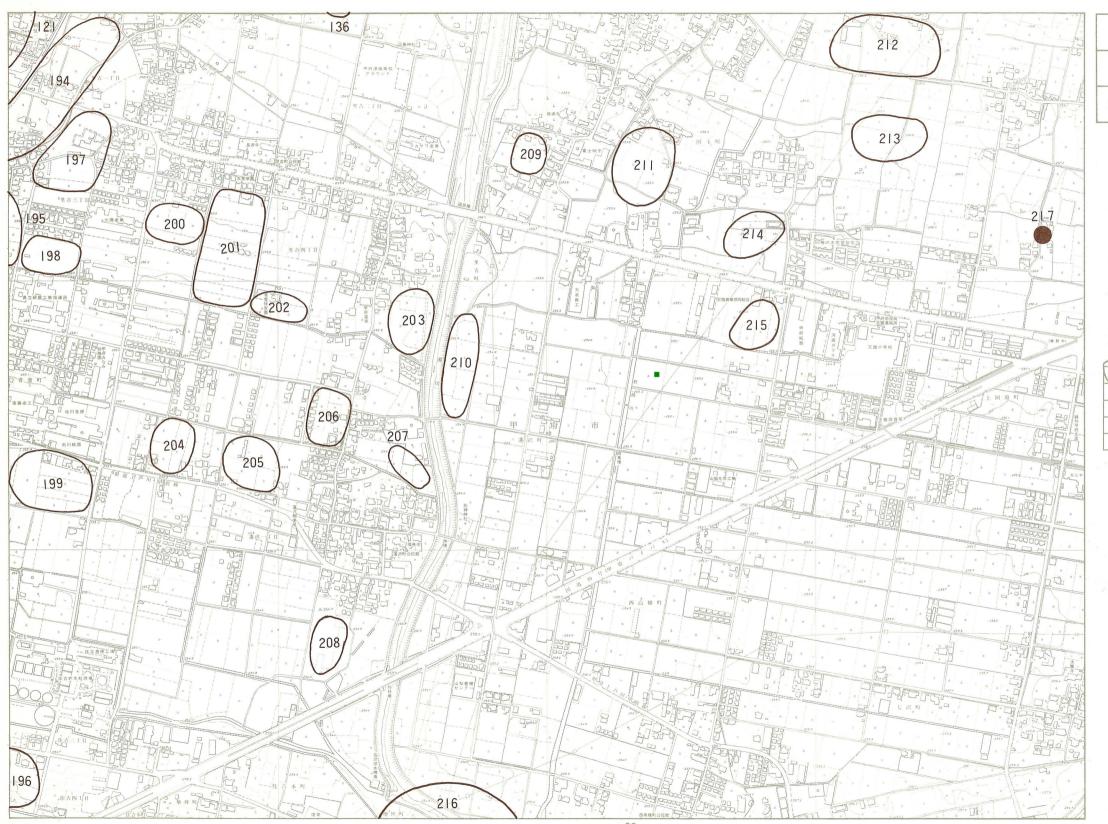




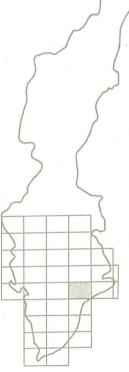






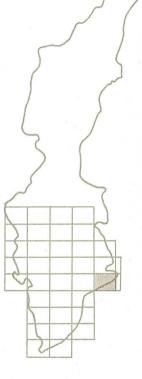


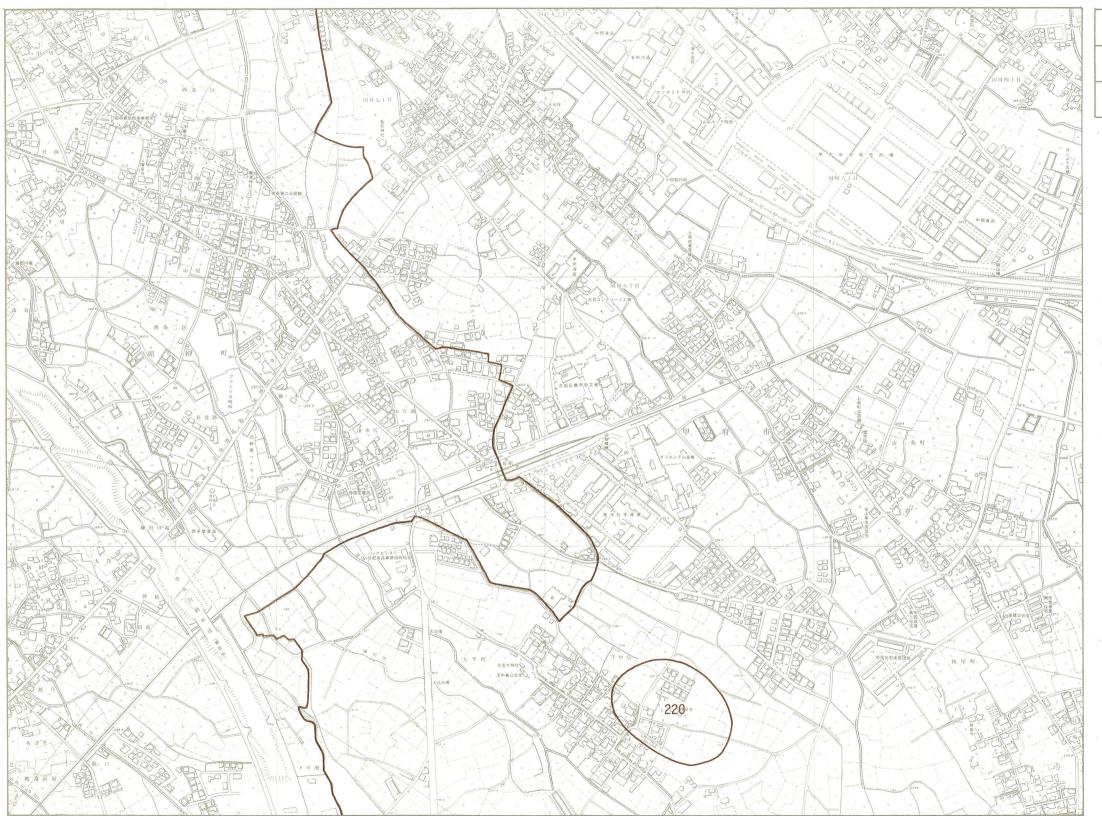
16	17	18	
23	24	25	
27	28	29	













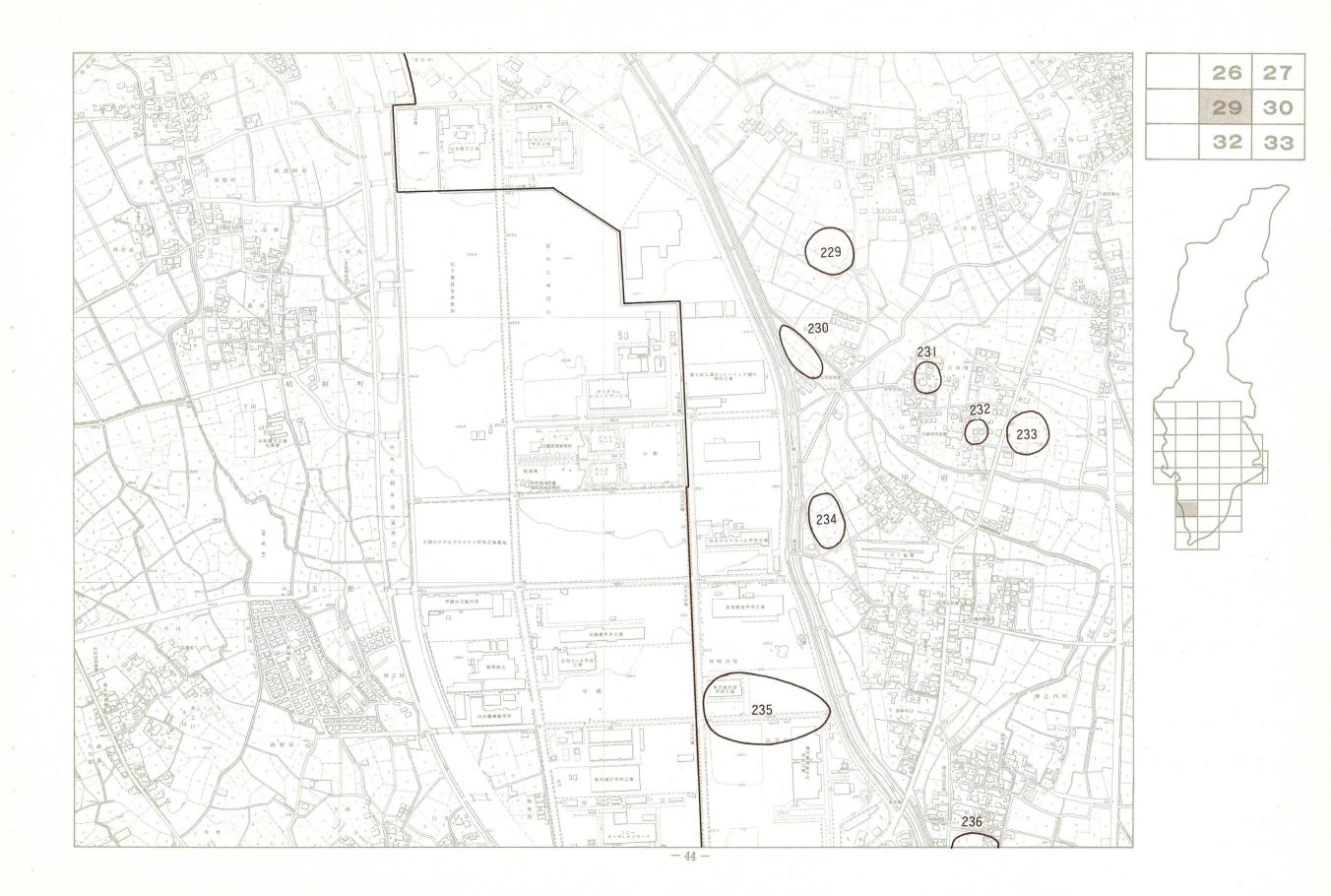




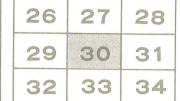


23	24	25	
27	28		
30	31		





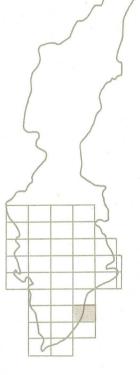


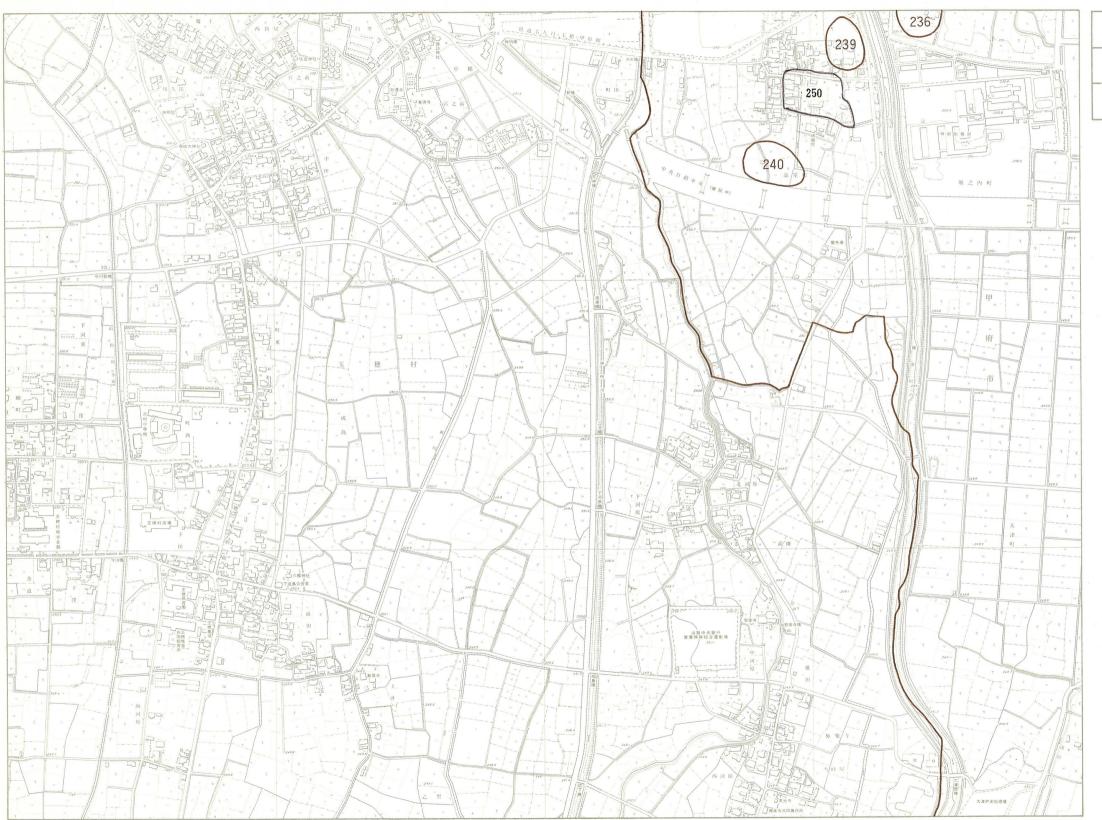


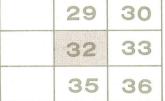




27	28	
30	31	
33	34	

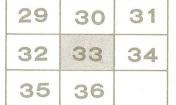




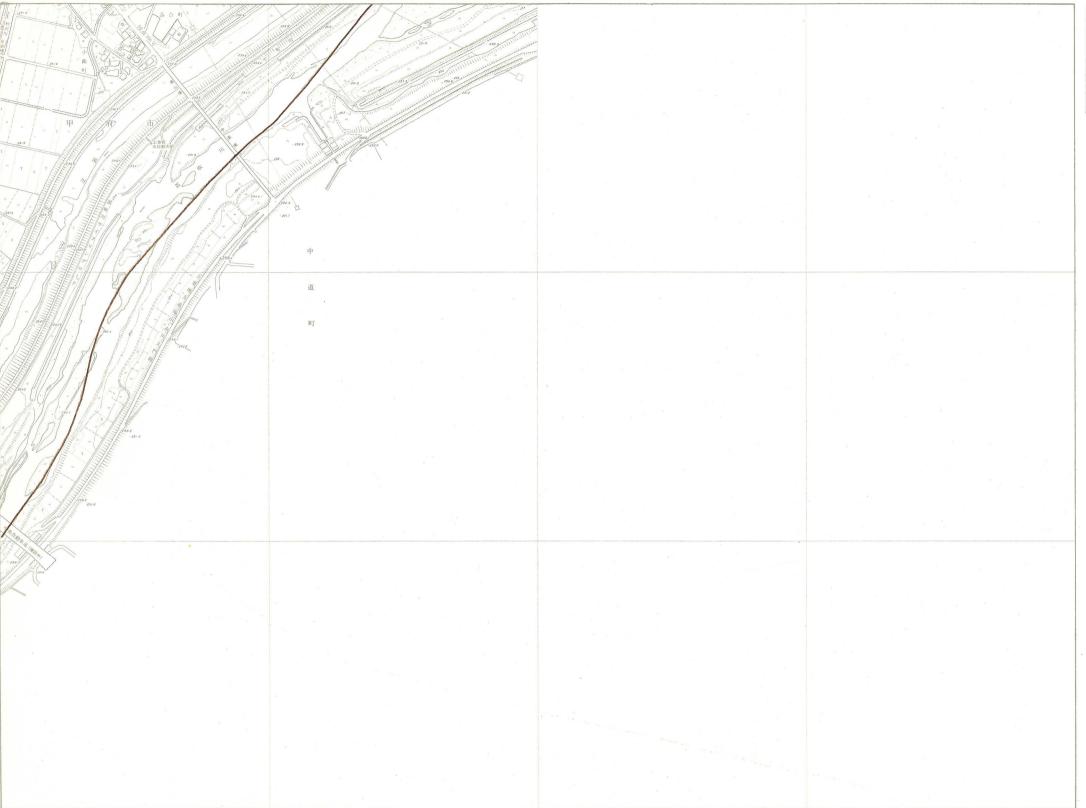




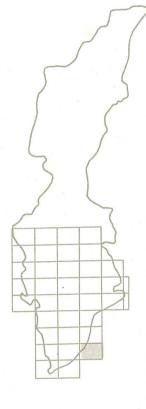


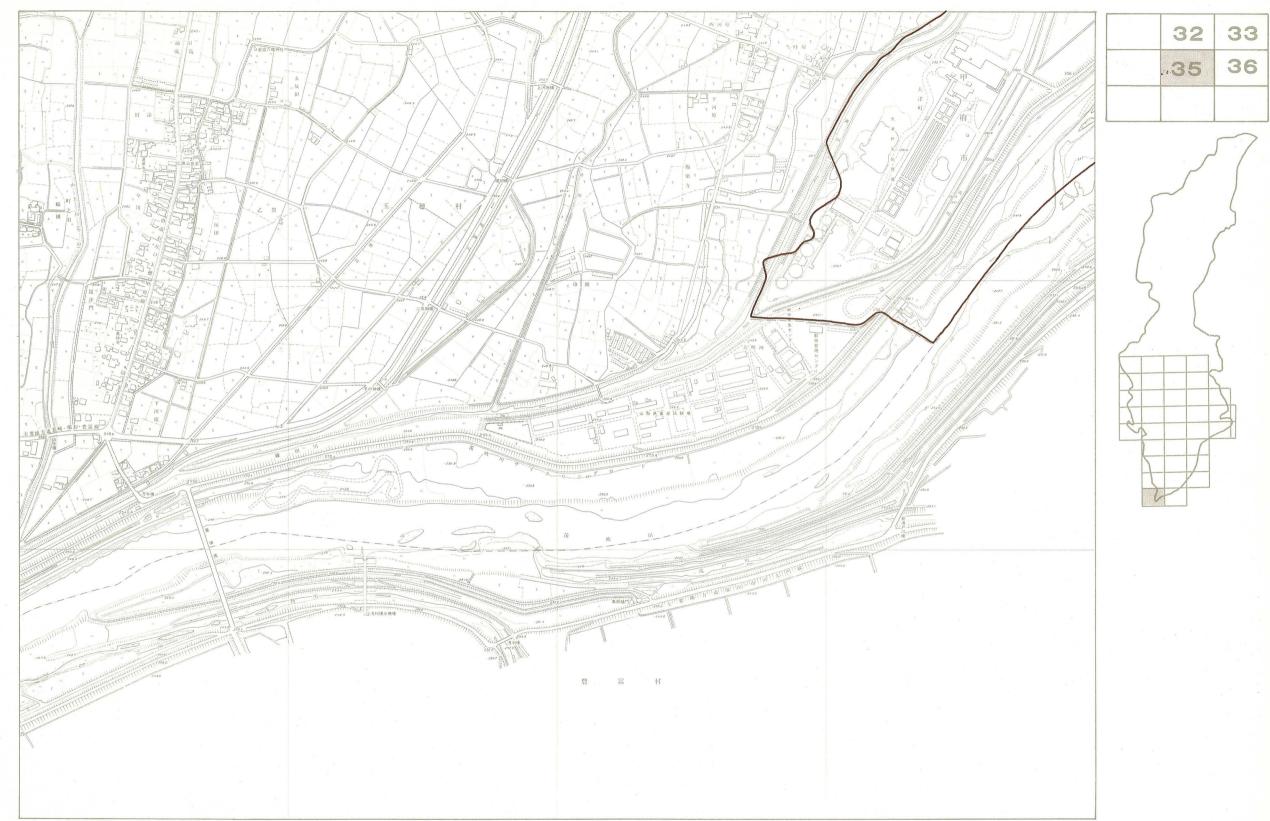


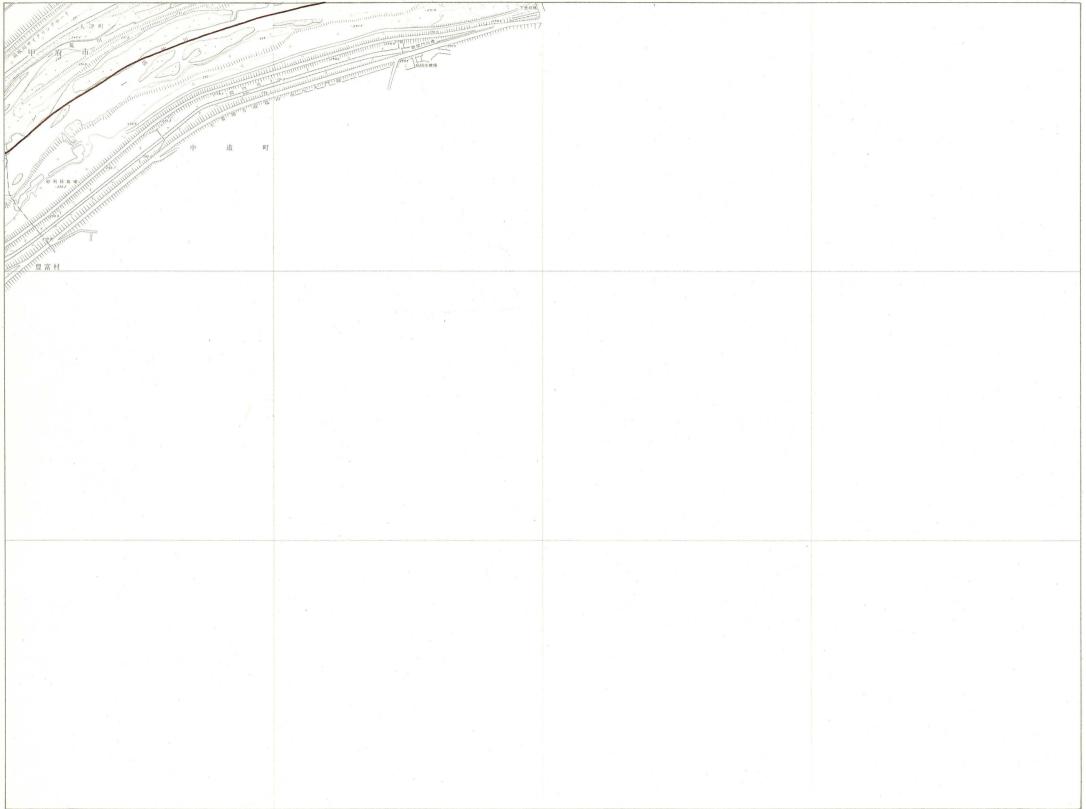




30	31	
33	34	
36		







35 36	32	33	34
	35	36	



遺跡地名表

地図 番号	遺跡 番号	名称	時 代	地 目	種別
1	1	米 草 古 墳	古墳	水田	古墳
	2	山之神遺跡	中 世	畑·宅地	城館跡
2	3	若 宮 前 遺 跡	平安	畑・宅地	散布地
	4	天 狗 山 古 墳	古墳	山林	古墳
3	5	疣 石 古 墳	古墳	畑	古墳
	6	鐘推堂山遺跡	中 世	山林	城館跡
	7	山 路 遺 跡		畑	散布地
	8	西前田A遺跡	中・近世	畑	散布地
	9	日影田遺跡		畑	散布地
4	10	一ノ森経塚遺跡群	中世	山林	経塚
	11	要 害 城 跡	中 世	山林	城館跡
	12	熊 城 跡	中 世	山林	城館跡
5	13	鴨 塚 遺 跡	平 安	畑・宅地	散布地
	14	御 蔵 遺 跡	古墳・平安	田・畑	散布地
	15	天 神 北 遺 跡	古墳・平安	田・畑	散布地
	16	天 神 西 遺 跡	古墳	田·畑·宅地	散布地
	17	榎 田 遺 跡	弥生~平安	田·畑·宅地	散布地
	18	跡 部 遺 跡	古 墳	畑・墓地	散布地
	19	塚 本 遺 跡	古 墳	畑・墓地	散布地
	20	西大坂A遺跡	縄文	宅 地	散布地
	21	西大坂B遺跡	平 安	畑・宅地	散布地
6	22	天神 平遺跡	平 安	畑・宅地	散布地
	23	羽 黒 無 名 墳	古 墳	山林	古墳
	24	金塚西遺跡	縄文・古墳	田・畑	散布地
	25	加牟那塚古墳	古墳	宅 地	古墳
	26	神 田 遺 跡	弥生~平安	田·畑·宅地	散布地
	27	八幡東遺跡	弥生・古墳	田·畑·宅地	散布地
	28	音 羽 遺 跡	弥生・古墳	田·畑·宅地	散布地

地図 番号	遺跡 番号	名称	時	代	地目	種別
6	29	大平1号墳	古	墳	山林	古墳
	30	塩沢寺裏無名墳	古	墳	山林	古墳
	31	大平2号墳	古 古	墳	山林	古墳
	32	湯村山6号墳	'古	墳	山林	古墳
	33	湯 村 山 城 跡	中	世	山林	城館跡
	34	湯村山5号墳	古	墳	山林	古墳
	35	万寿森古墳	古	墳	宅 地	古墳
	36	湯村山 4 号墳	古	墳	山林	古墳
	37	湯村山3号墳	古	墳	山林	古墳
	38	湯村山2号墳	古	墳	山林	古墳
	39	湯村山1号墳	古	墳	山林	古墳
	40	三光寺山遺跡	古	墳	山林	古墳
	41	和田無名墳	古	墳	宅 地	古墳
6.7	42	緑ヶ丘二丁目遺跡	古墳~	~平安	宅 地	古墳
6.10	43	緑ヶ丘一丁目遺跡	古	墳	宅 地	散布地
7	44	十二天遺跡	平	安	畑・宅地	散布地
	45	永 井 遺 跡	古墳	・平安	田·畑·宅地	散布地
	46	村之内遺跡	古墳	・平安	畑・宅地	散布地
	47	向田A遺跡	弥生~	~古墳	畑	散布地
	48	向田B遺跡			畑	散布地
	49	西前田B遺跡			田・畑	散布地
-	50	御馬屋小路A遺跡	中	世	田・畑	散布地
	51	不 動 遺 跡	近†	世~	畑	散布地
	52	御馬屋小路B遺跡	-		畑	散布地
	53	土屋敷遺跡	中	世	田・畑	城館跡
	54	お塚さん古墳	古	墳	畑	古墳
	55	峰本南A遺跡	近	世	畑・宅地	寺院跡
	56	峰本南B遺跡	近	世	畑	散布地

地図 番号	遺跡 番号	名	称	時	代	地 目	種別
7	57	長 閑 遺 跡		中	世	畑	包蔵地
	58	日影遺跡				畑	散布地
	59	武田氏館跡		中	世	田·畑·宅地	城館跡
	60	躑躅ヶ崎亭跡		中	世	山林	城館跡
	61	岩窪C遺跡		古	墳	墓地	散布地
	62	中道東遺跡		近	世	畑	散布地
	63	中道西遺跡		古	墳	畑	散布地
	64	岩窪遺跡		奈良・平	安·中世	畑	包蔵地
8	65	茶堂烽火台		中	世	山林	城館跡
9	66	六 塚		古	墳	畑	古墳
	67	西河原遺跡		縄文	• 平安	畑	散布地
	68	平 石 遺 跡		平	安	田・畑	散布地
	69	居村村上遺跡		縄文	・平安	畑・神社	散布地
	70	前 田 遺 跡		中	世	畑	散布地
	71	豆 田 遺 跡		平	安	畑	散布地
10	72	前 田 遺 跡		平	安	畑	散布地
	73	富士見遺跡		古墳	・平安	田·畑·宅地	散布地
	74	塩 部 遺 跡		弥生~	~平安	宅 地	包蔵地
11	75	新紺屋小学校遺跡		近	世	校庭	散布地
	76	山梨大学遺跡		奈良	・平安	校 庭	包蔵地
	77	コツ塚古墳		古	墳	宅 地	古墳
	78	二ッ塚1号墳		古	墳	公 園	古墳
	79	二ッ塚 2 号墳		古	墳	山林	古墳
	80	二ッ塚 3 号墳		古	墳	山林	古墳
12	81	茶 堂 遺 跡		平	安	畑	散布地
	82	一ッ塚古墳		古	墳	山林	古墳
	83	大笠山水の元遺跡		古均	賁~	公 園	散布地
	84	善光寺塚 2号墳		古	墳	畑	古墳

地図番号	遺跡 番号	名称	時代	地目	種別
12	85	善光寺塚 1 号墳	古 墳	畑	古墳
	86	北善光A遺跡	平安~	畑	散布地
,	87	三日月古墳	古墳	畑	古墳
	88	地蔵塚古墳	古 墳	畑	古墳
	89	鎧塚古墳	古墳	山林	古墳
	90	堤下B遺跡	平安~	畑	散布地
	91	北原無名1号墳	古 墳	畑	古墳
	92	堤下A遺跡	平安~	畑	散布地
	93	北原遺跡	縄文・平安	宅 地	集落跡
	94	地蔵北遺跡	古墳~平安	畑・宅地	散布地
	,95	亥ノ兎遺跡	平安~	畑	散布地
	96	大六天遺跡	平安~	畑	散布地
	97	宮の脇A遺跡	縄文·平安~	畑	散布地
-	98	善光寺裏遺跡	縄文·平安~	畑	散布地
	99	南善光 B 遺跡	古墳~平安	畑	散布地
,	100	南善光A遺跡	平安~	畑	散布地
r	101	善光寺無名塚	古墳	畑 .	古墳
13	102	三ッ石遺跡	縄文・平安	畑	散布地
12•13	103	横根積石塚古墳群西支群	古墳	山林	古墳
13.18	104	横根積石塚古墳群東支群	古墳	山林	古墳
13	105	天王社古墳	古墳	山林	古墳
14	106	南河原B遺跡	平安~	畑	散布地
	107	南河原A遺跡	平安~	畑	散布地
	108	南河原D遺跡	平安~	田	散布地
	109	南河原C遺跡	平安~	畑	散布地
	110	村 西 遺 跡	縄文·平安·中世	畑	散布地
15	111	宝 町 遺 跡	文・平安	宅 地	包蔵地
	112	寿町遺跡	古墳~	宅 地	包蔵地

地図 番号	遺跡 番号	名	称	時 代	地 目	種別
15	113	上石田B遺跡		平 安	畑	散布地
15.22	114	上石田遺跡		縄文	道路	集落跡
11.16	115	甲府城跡		近 世	公 園	城館跡
16	116	御崎田遺跡		平 安	畑	散布地
	117	大北河原遺跡		平 安	畑	散布地
	118	久保北河原遺跡		平 安	畑	散布地
	119	千松院遺跡		中世~	墓地	散布地
	120	青沼遺跡		古 墳	校庭	包蔵地
16·17 23·24	121	朝気遺跡		縄文~平安	校庭・宅地	集落地
17	122	銀杏之木遺跡		平安~近世	畑	散布地
	123	宮 裏 遺 跡		平安~	畑	散布地
17.18	124	宮の脇B遺跡		縄文·平安~	畑	散布地
17	125	上鄉遺跡		平安~	畑	散布地
12.17	126	殿屋敷遺跡		平安~	畑	散布地
17	127	ポンポコ塚		古 墳	畑	古墳
- 1	128	東光寺遺跡		平安~	畑	散布地
	129	宮の前遺跡		縄文	畑	散布地
	130	本 郷 遺 跡		縄文・古墳~	宅 地	包蔵地
	131	本郷B遺跡		平安~	畑	散布地
	132	本郷C遺跡		古墳~中世	畑	散布地
	133	酒折縄文遺跡		縄文	畑	散布地
	134	内 林 遺 跡		近 世	畑	散布地
	135	酒 折 遺 跡		近 世	畑	散布地
17.24	136	中 坪 遺 跡		古墳	畑	散布地
17	137	大 橋 遺 跡		中世	畑	散布地
	138	村内石山遺跡		近 世	畑	散布地
	139	山崎遺跡		平安~	畑	散布地
18	140	山田古墳		古 墳	灶田	古墳

地図 番号	遺跡 番号	名称	時 代	地目	種別
18	141	山田光福寺遺跡	中・近世	畑	散布地
	142	八 木 沢 遺 跡	縄文·古墳~	畑	散布地
	143	村内遺跡	縄文・古墳~	畑	散布地
	144	村内西遺跡	近 世	畑	散布地
	145	矢下大畑遺跡	近 世	畑	散布地
	146	村内南A遺跡	近 世	畑	散布地
	147	村内南B遺跡	近 世	畑	散布地
	148	神田遺跡	近 世	畑	散布地
	149	大 坪 遭 跡	古墳~平安	畑	生産跡
	150	中屋敷遺跡	縄文・古墳	畑・宅地	散布地
	151	清水遺跡	中世~	畑	散布地
	152	中組遺跡	近 世	畑	散布地
	153	船山遺跡	古墳~奈良	畑	散布地
	154	十八田遺跡	近 世	畑	散布地
	155	梅之木遺跡	古墳	畑	散布地
	156	見餅遺跡	近 世	畑	散布地
	157	横田遺跡	近 世	畑	散布地
	158	長 沢 遺 跡	近 世	畑	散布地
	159	桜井積石塚古墳群西支群	古墳	山林	古墳
	160	新 畑 遺 跡	近 世	畑·宅地	散布地
	161	東組遺跡	古 墳	畑・宅地	散布地
	162	桜井積石塚古墳群東支群	古 墳	山林	古墳
	163	地蔵堂遺跡	縄文·古墳~奈良	宅 地	包蔵地
	164	上土器遺跡	古墳~平安	畑	散布地
	165	上土器窯跡	奈 良	畑	生産跡
	166	石 川 遺 跡	近世	畑	散布地
	167	起田遺跡	古墳~	畑	散布地
	168	八枚畑A遺跡	古墳~	畑	散布地

地図 番号	遺跡 番号	名称	時 代	地目	種別
18	169	八枚畑B遺跡	近 世	畑	散布地
18.25	170	満々下遺跡	平安~中世	畑	散布地
18	171	桜井畑遺跡	弥生~平安	畑	包蔵地
	172	亀 田 遺 跡	古墳~	畑	散布地
	173	川田久保田遺跡	古墳~平安	畑	散布地
	174	川田窯跡	奈 良	畑	生産跡
	175	北 田 遺 跡	古墳~平安	畑	散布地
	176	北 村 遺 跡	近 世	畑・宅地	散布地
19	177	川田館跡	中世	畑	城館跡
22	178	上河原遺跡	平安~	畑	散布地
	179	渋 沢 遺 跡	平安~	畑	散布地
23	180	宮 北 遺 跡	縄文・平安	畑	散布地
	181	秋 山 氏 館 跡	中世	畑・宅地	城館跡
	182	木 俣 遺 跡	近 世	宅 地	散布地
	183	般 舟 院 跡	中世	道路	寺院跡
	184	住吉天神遺跡	古墳~平安	畑	散布地
-	185	伊勢町遺跡	古墳	道路	包蔵地
	186	食糧工場遺跡	縄文・弥生	工場	包蔵地
	187	太田町遺跡	古墳~	神 社	散布地
	188	青沼三丁目遺跡	中世~	宅 地	散布地
	189	湯田一丁目遺跡	古墳	· 校 庭	散布地
	190	幸町 A 遺跡	弥 生	道路	包蔵地
	191	幸 町 B 遺 跡	古墳	校庭	散布地
	192	南口町A遺跡	平 安	畑	散布地
	193	南口町B遺跡	平 安	宅 地	散布地
23.24	194	里吉天神遺跡	古墳~平安	畑	散布地
	195	十 丁 遺 跡	古墳	畑	散布地
	196	二又遺跡	古墳	畑	包蔵地

地図番号	遺跡 番号	名 称	時 代	地目	種別
24	197	家 之 前 遺 跡	平 安	畑	散布地
	198	十丁B遺跡	古墳	畑	散布地
-	199	青葉町遺跡	平安	宅 地	散布地
	200	字前A遺跡	古 墳	畑	散布地
	201	字前B遺跡	古墳	畑	散布地
	202	字前C遺跡	古墳	畑	散布地
	203	村之内遺跡	古墳~平安	畑	散布地
	204	北桜遺跡	平 安	畑	散布地
	205	野 村 遺 跡	古墳~平安	畑	散布地
	206	油田遺跡	平 安	畑	散布地
	207	居 村 遺 跡	近 世	畑	散布地
	208	淵 之 上 遺 跡	古墳	畑・	散布地
	209	落 合氏 館 跡	中世	畑・宅地	城館跡
	210	北 堀 遺 跡	古墳~平安	畑	散布地
	211	深田遺跡	古墳・中世	畑	散布地
	212	五 本 松 遺 跡		畑	散布地
	213	鎌 作 遺 跡	平安・中世	畑	散布地
	214	塚 腰 遺 跡	平 安	畑	散布地
	215	熊 社 遺 跡	弥生~古墳	畑	散布地
24.28	216	外河原ヂクヤ遺跡	古墳~平安	畑	散布地
24	217	藤塚	古 墳	宅 地	古墳
25	218	京 塚	古 墳	宅 地	古墳
	219	在 原 塚	古墳	宅 地	古墳
26	220	大北耕地遺跡	中・近世	畑	散布地
27	221	小宮氏館跡	中世	畑	城跡館
	222	上ノ木遺跡	古墳~平安	畑	散布地
	223	宮 田 遺 跡	弥生・平安	畑	散布地
	224	大土井遺跡	平安	畑	散布地

地図	遺跡			1.1	t et Elvi
番号	番号	名	時代	地 目	種別
27	225	上 町天神遺跡	古墳~平安	畑	散布地
27	226	土 尻 遺 跡	中 世	田	散布地
27	227	小瀬氏館跡	中世	畑	城館跡
27 • 28	228	明石西河原遺跡	平 安	畑	散布地
29	229	桜 林 A 遺 跡	古墳~中世	畑	散布地
	230	桜 林 B 遺 跡	平安~中世	畑	散布地
	231	西耕地B遺跡	中世~	宅 地	散布地
	232	西耕地A遺跡	中世~	畑・宅地	散布地
	233	西耕地C遺跡	中世~	畑	散布地
	234	堰添遺跡	平安~中世	畑	散布地
	235	砂間遺跡		工場内	包蔵地
29•32	236	村前遺跡	平安~中世	畑	散布地
30	237	西耕地遺跡	平安~中世	畑	散布地
	238	刀剣塚古墳	古 墳	田	古墳
32	239	金山遺跡	中世	畑	散布地
	240	柿ノ久弥遺跡	中 世	畑	散布地
33	241	村添遺跡	平 安	畑	散布地
11	242	八幡神社遺跡	縄文	神社	散布地
18.25	243	外中代遺跡	古墳~平安	畑・道路	集落跡
7	244	大手下遺跡	縄文	畑・宅地	散布地
18 18 18 18 18 32 1	245 246 247 248 249 250 251	村内 1 号墳村内 2 号墳東 畑 遺 跡 道々芽木遺跡横根久保田遺跡 高 至	古古墳《平平世文古墳》中 縄	畑 畑 学校内 学校内 学校 地 田	古古散散散城散散城地地地路地

史 跡 一 覧

指定区分	史跡名称	指定年月日	所在地	地図番号	
玉	武田氏館跡	昭和13年 5 月30日	古府中町・屋形 三丁目・大手三丁目	7	
	要害山	平成3年3月30日	上積翠寺町	4	
県	加牟那塚	昭和43年2月8日	千塚三丁目	6	
	甲府城跡	昭和43年12月12日	丸の内一丁目	11 • 16	
市	穴塚	昭和55年8月8日	荒川二丁目	9	

甲府市教育委員会事務局

教育長				浅	Щ	紫	朗
生涯学習部長				種	田	源	夫
文化芸術課長					村	昭	<u> </u>
文化財係長					石	義	文
文化財係(文化財主事)					藤	祐	仁
同	(, , , , ,	<i>)</i>)	伊	藤	正	幸
同	(")	鈴	木	俊	雄
嘱言	毛			田.	草川	茂	美
同				笠	井	由	美
臨	寺			内	藤貞	〔千	子

甲府市遺跡地図 平成4年3月

発行 甲府市教育委員会 編集 甲府市教育委員会生涯学習部

文化芸術課 印刷・製本 衛平和プリント社

